

秋田県文化財調査報告書第516集

弘田柵跡調査事務所年報2018

# 弘田柵跡

— 第152次調査 関連遺跡の調査概要 —

2019年3月

秋田県教育委員会

秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所

題字 新野直吉 書





弘田柵跡調査事務所年報2018

ほっ たの さく あと  
弘 田 柵 跡

— 第152次調査 関連遺跡の調査概要 —

2019年3月

秋 田 県 教 育 委 員 会  
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所



## 序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体の大仙市による環境整備事業も順調に進み、県内外から訪れる見学者も年々増加しております。史跡の実体を解明するため、調査を継続している当事務所にとっても、その成果をもとに復元された史跡公園に地域の方々が集い、ふるさとの誇りとなっていることは、喜びに堪えないところであります。

平成30年度は、第9次5年計画の5年次（平成26～30年度）として、長森丘陵南側の沖積地を対象に第152次調査を実施するとともに、関連遺跡の調査として、横手市雄物川町において遺跡の試掘調査候補地を選定するための踏査を行いました。

第152次調査は、第148～151次調査に引き続いて大路地区北西側の沖積地を調査し、外郭南門南西官衙域における、10世紀初めの整地面と遺構についてその詳細を確認することができました。大路西建物西側の広い範囲において、縄文時代から古代、現代に至るまでの地層の堆積状況を確認することができ、古代において複数時期の遺構構築面が想定されました。これまでに検討を重ねてきた、調査区北側を東西に走る大溝跡（SD2154）については、今年度の調査の結果、外郭を構成する区画施設の可能性が出てきました。この大溝跡は、出土遺物や十和田a火山灰の検出状況、検出層準の検討から、盛土整地後に掘削された10世紀初頭のもものと推測され、今後、城柵の構造を考える上で重要な遺構となり得ます。

本書は以上のような調査成果とともに、史跡調査に関する普及活動などの成果をまとめたものであり、様々な機会に御活用いただければ幸いと存じます。

最後に、発掘調査並びに本書作成にあたって指導と助言を賜りました、文化庁記念物課、宮城県多賀城跡調査研究所に感謝申し上げますとともに、史跡管理団体である大仙市・大仙市教育委員会、並びに美郷町・美郷町教育委員会の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。また、関連遺跡の調査においては、土地所有者の方々及び横手市教育委員会に多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

平成31年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

所長 高橋 学

## 例 言

- 1 本年報は、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が平成30年度に実施した調査研究事業である、払田柵跡第152次調査、関連遺跡の調査、及び調査成果の普及と関連活動の成果を収載したものである。第4章には関連遺跡の調査として実施した、横手市雄物川町造山地区における事業概要を収載した。
- 2 巻末には国立歴史民俗博物館三上喜孝氏による第151次調査出土第7号漆紙文書についての再積読を収載した。
- 3 本報告書に使用した地形図等は、国土地理院発行25,000分の1地形図「六郷」（第1図）である。
- 4 発掘調査並びに本年報作成にあたり、史跡払田柵跡調査指導委員である秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長 新野直吉氏、国立歴史民俗博物館名誉教授 岡田茂弘氏、富山大学名誉教授 黒崎直氏、秋田大学名誉教授 熊田亮介氏から指導を賜った。
- 5 本年報を作成するにあたり、次の方々より有益な教示をいただいた。記して謝意を表する。  
近江俊秀・藤井幸司・浅野啓介・森先一貴（文化庁記念物課） 渡部育子（秋田大学） 三上喜孝（国立歴史民俗博物館） 鈴木拓也（近畿大学） 伊藤武士・児玉駿介・佐藤桃子（秋田城跡歴史資料館） 熊谷直栄・星宮聡仁・熊谷明希（大仙市教育委員会） 山形博康（美郷町教育委員会） 島田祐悦・佐藤知也（横手市教育委員会） 以上 順不同・敬称略
- 6 調査に係る全ての資料は、秋田県教育委員会が保管している。
- 7 本年報は当事務所長の指導のもと、吉川耕太郎・安田創が作成・編集した。

## 凡 例

- 1 遺構等の実測図は、世界測地系（測地成果2000）による平面直角座標系第X座標系を基準に作成した。実測図・地形図中の方位は座標北を示し、磁北はこれよりN 7° 30′ 00″ Wであり、真北はN 0° 10′ 38″ Eである。詳細は『払田柵跡調査事務所年報2005』（2006年3月刊）の第3章第3節2を参照いただきたい。また平成27年度第149次調査の調査杭打設にあたり、平成16・17年度打設の基準杭とそれ以前に打設した基準杭の水準値について、数十cmのずれが確認された。これは国土地理院による改測や水準測量原点の変更等、複合的な要因によるものだが、既報告の調査成果に係る水準値を二次的に使用する際には、補正が必要となる場合があるため、調査事務所まで問い合わせ願いたい。
- 2 土層断面図等の土色の表記は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖』（19版1997年）に拠る。本書の記述にあたり、土質（性）を重視して記載した。表記にあたり基本層序は、ローマ数字（I、II・・・）、遺構堆積土はアラビア数字（1、2・・・）を使用した。
- 3 出土遺物のうち酸化炎焼成によるロクロ成形土器については、内外面が黒色処理のものを黒色土器、内面のみ黒色処理のものを内黒土師器、黒色処理されていないものを土師器と記載した。

## 目 次

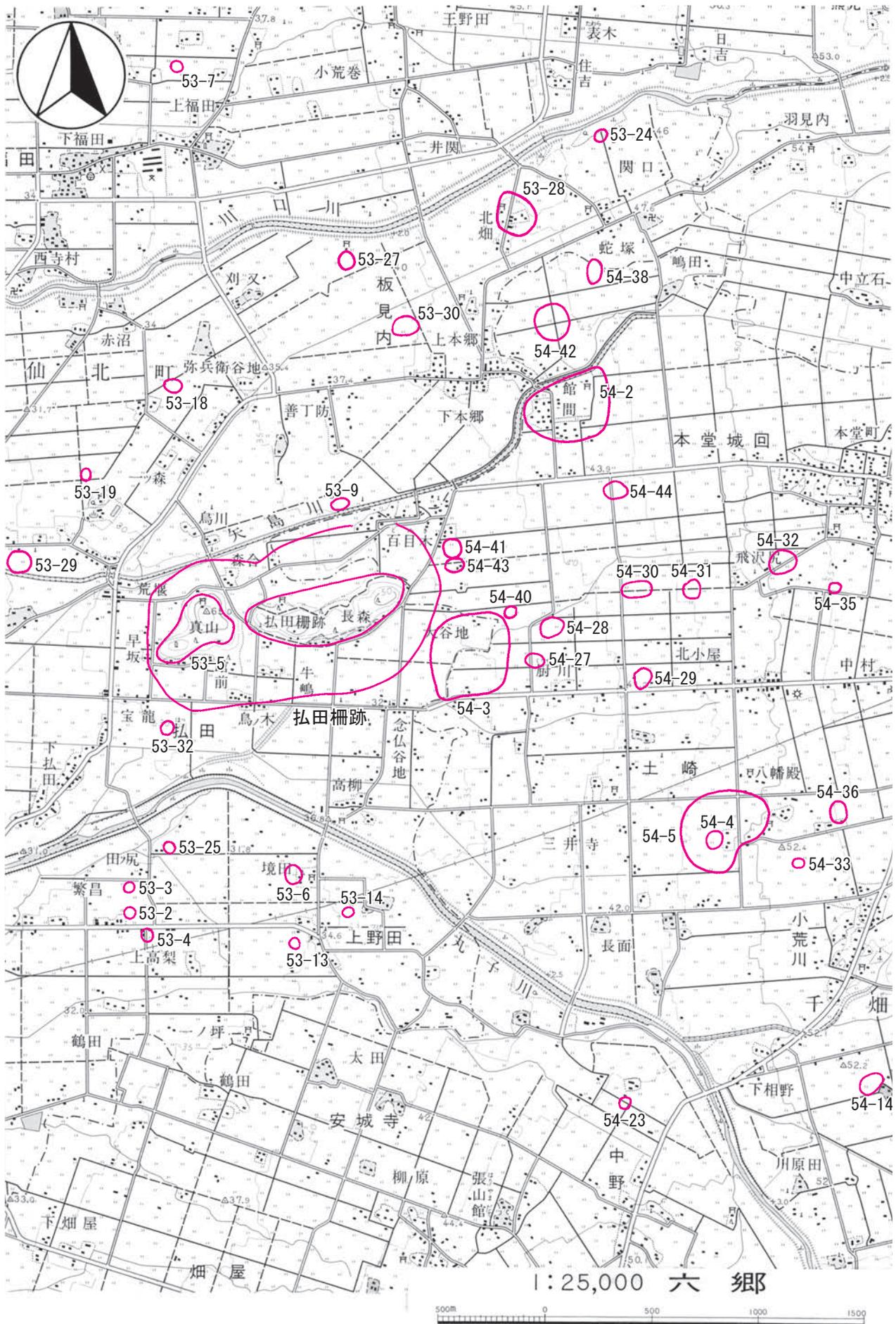
### 序

#### 例言・凡例

第1章 遺跡の概要	1
第2章 調査研究事業の計画と実績	
第1節 第9次5年計画の概要	4
第2節 本年度事業の計画と実績	5
第3章 第152次調査の概要	
第1節 調査の目的、課題と調査区、調査経過	7
第2節 検出遺構と遺物	9
第3節 小結	23
第4章 関連遺跡の調査	
第1節 調査に至る経過	25
第2節 調査の概要	26
第3節 小結	26
第5章 第9次5年計画の総括	
第1節 第9次5年計画の概要と実績	27
第2節 調査の成果と課題	27
第3節 総括と課題	30
第6章 調査成果の普及と関連活動	35
附 編 弘田柵跡第一五一調査出土第七号漆紙文書の再釈読	51 (1)

### 挿図目次

第1図 弘田柵跡周辺の古代～近世の遺跡	iv	第10図 遺構外出土遺物(1)	19
第2図 弘田柵跡調査実施位置図	6	第11図 遺構外出土遺物(2)	20
第3図 弘田柵跡大路地区西側沖積地の基本層序模式図	10	第12図 遺構外出土遺物(3)	21
第4図 弘田柵跡第152次調査 トレンチ位置図	10	第13図 第9次5年計画外郭南門南西官衙域の遺構配置	32
第5図 S D2154・S K P2183～2186・S N2187平面図・断面図	14	第14図 第9次5年計画外郭南門南東・南西官衙域	33
第6図 S D2154断面図(1)	15	第15図 大路地区北半沖積地周辺の遺構と「場の利用」の変遷図	34
第7図 S D2154断面図(2)	16	第16図 第7号漆紙文書(1)	46 (6)
第8図 S X2141出土遺物	17	第17図 第7号漆紙文書(2)	45 (7)
第9図 S D2154出土遺物	18		



第1図 払田柵跡周辺の古代～近世の遺跡

## 第1章 遺跡の概要

払田柵跡は、秋田県大仙市払田・仙北郡美郷町本堂城回に所在する古代城柵官衙遺跡である。遺跡は雄物川の中流域に近く、大仙市大曲地区の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置する。遺跡は、新第三紀の硬質泥岩からなる真山・長森の小丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川（烏川）、南側を丸子川（鞠子川、旧名：荒川）によって挟まれた沖積低地に立地する。遺跡は、明治35・36（1902・03）年の千屋村（現美郷町）坂本理一郎による溝渠開削の際や、明治39（1906）年頃から開始された高梨村（現大仙市）耕地整理事業の際に土中に埋もれ木があると知られたことが端緒となっている。その後、この埋もれ木について地元の後藤寅之助（宙外）・藤井東一（甫公）らが注目し、氏らによって歴史的遺産と理解された。

昭和5年3月に高梨村が調査を実施したが、その中心となったのは後藤寅之助であった。さらに同年10月に文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われ、遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、昭和6年3月30日付けで秋田県最初の国史跡の指定を受け、昭和63年6月29日付けで史跡の追加指定がなされ、現在に至っている。史跡指定面積は899,380.97㎡である。

払田柵跡周辺においては、昭和48年に「新農村基盤総合整備パイロット事業」が計画され、史跡内の農道拡幅・新設・舗装、丘陵の公園化などが計画された。しかし文化庁からは、史跡内容が未解明であり、許可判断の目安すらない状況であることから、指定地内の現状変更について不許可方針が示され、同時に県が主体となり史跡内容を確認するため学術調査を継続することが不可欠であることが指導された。さいわいにも地元管理団体である仙北村及び地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外され、以後協議を重ねて県・村・国の三者による役割分担が行われた。第一に秋田県は史跡の実体を解明するため、昭和49年4月に「秋田県払田柵跡調査事務所」（昭和61年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）を設置し、計画的に発掘調査を進める。これは史跡が2つの自治体（旧仙北村及び旧千畑村）に跨って所在する点、及び高度な行政判断を伴う専門性を考慮した国の指導である。第二に地元仙北村（後の仙北町、現大仙市）は、史跡の重要な箇所を保護するために公有化を進めるとともに、学術的な調査成果に基づいた史跡公園として整備する。第三に国（文化庁）は、県による学術調査事業、及び村による土地公有化・環境整備事業について、長期的な計画として指導するとともに、国庫補助事業として承認する。このように、地元自治体により公有化された史跡の重要箇所が調査地として提供され、その調査成果の蓄積が環境整備事業に反映されるとともに、地域住民や県民、ひいては国民に活用される形で還元されるという、埋蔵文化財保護のモデルともいえる体制がつくられたのである。

史跡は長森・真山を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなり、長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や附属建物群が配置されている。これら政庁の建物には5時期（第I～V期）の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は10世紀後半である。政庁の調査成果は昭和60年に報告書『払田柵跡I－政庁跡－』として公刊された。

一方、区画施設である外柵は、真山・長森の二つの丘陵を囲むようにしてあり、東西1,370m、南北780mの長楕円形で、標高32～37m、総延長約3,600m、外柵によって囲まれる遺跡の総面積は約878,000㎡である。外柵は1時期の造営で杉角材による材木塀が一行に並び、東西南北に八脚門が開く。外郭は、長

森を取り囲むようにしてあり、東西765m、南北320mの長楕円形で、面積約163,000㎡、最高地は標高53mである。外郭線の延長は約1,760mで石塁（南門脇）、築地塀（東・西・南の山麓）と材木塀が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に4時期にわたる造営が認められる。なお外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称されていたが、それまでの調査成果を踏まえ、平成7年から呼び替えたものである。これら区画施設の調査成果は、平成11年に報告書『弘田柵跡Ⅱ－区画施設－』として公刊された。

外郭を構成する長森地区各所の官衙域については、政庁の東側に実務官衙域、西側には2か所の鍛冶工房域の存在が明らかとなり、また長森丘陵北側の調査成果とともに、平成21年に報告書『弘田柵跡Ⅲ－長森地区－』として公刊された。

出土品には、須恵器・土師器・瓦質土器・緑釉陶器・灰釉陶器・青磁（越州窯系）・瓦・硯などのほか、紡錘車・埴塀・羽口・支脚などの土製品、石帯・砥石・金床石などの石製品、鉄鏃・鎌・刀子・釘・紡錘車などの鉄（銅）製品・鉄（銅）滓類、斎串・曲物・挽物・鋤・楔・絵馬（2点）などの木製品、漆紙文書（7点）・木簡・墨書土器（朱書もあり）・篋書土器などの文字資料がある。

木簡（刻字のある柵木15点を含む）は108点確認されており、「飽海郡少隊長解申請」「十火大糧二石八斗八升」「嘉祥二年正月十日」などと記された文書・貢進用木簡があり、「別當子弟大伴寧人」「鹿毛牡馬者」「矢田部弓取」「北門」「狄藻」（以上墨書）、「山本」「最上」「最上四」「禰木田」「一三〇木二」「全二」「行」（以上刻字）などの文字もある。

墨書・篋書土器は第151次調査までに670点出土・採集されており、一少隊御前下・大津郷・鷹空上・懺悔・小勝・音丸・北門・北預・厨家・鞆大・中大・中万・厨・官・舎・館・磨・宅・新・吉・秋・郡・千・主・長・酒・安・賀・全・成・前・伴・部・左・文・名・上・下・矢・車・工・益・山・就・立・生・平・延・圓・集・大・木・中・仲・犬・方・継・廳・春・又・十・七・没（以上墨書）、「出羽〔 〕郡〇男賀凡酒杯」（以上篋書）などの文字が認められる。

管理団体である大仙市は、昭和54年度から保存管理計画による遺構保護整備地区の土地買い上げ事業を進めており、昭和57年度からは調査成果に基づいて環境整備事業を実施している。さらに平成3年度から「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門跡や大路東建物跡、河川跡・橋梁の復元整備、ガイダンス施設（弘田柵総合案内所）の設置などを行い、さらに平成7年度からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政庁東方の官衙建物跡の整備などを実施した。平成10～12年度には外郭西門跡の門柱及びこれに取り付く材木塀跡の復元整備を、平成13年度からは外郭北門から東門周辺の整備事業を開始している。平成29年度は外郭北東部環境整備事業として外郭北門周辺の張芝及び木橋の設置、復元外柵南門修理工事実施設計業務委託、外郭北門・木材塀・櫓の名称板設置業務委託を実施した。本年度は豪雨災害復旧工事測量設計業務委託を実施している。また、平成18年度より外郭北門周辺の低地部には埋没遺材の保護管理を目的として水位計を6か所設置しており、継続的な水位の観察が続けられている。

なお、平成29年度までに実施した過去44年間の発掘調査面積は、秋田県埋蔵文化財センター（第102・128・131・134・138・143・145・147次）・大仙市（旧仙北町）、美郷町（旧千畑町）調査分を含めて、延べ56,121㎡（重複調査分を差し引くと実質52,987㎡）であり、史跡指定総面積のうちの5.9%にあたる。

第1表 弘田柵跡周辺の主な古代・中世・近世遺跡一覧（第1図）

地図番号	遺跡名	所在地	備考	註
212-53-1 434-54-1	弘田柵跡	大仙市弘田 美郷町本堂城回	古代城柵官衙遺跡（9世紀初頭～10世紀後半）集落（縄文）、墓地（中世）、城館（堀田城）	
212-53-2	繁昌Ⅰ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（木製品）：古代	1
212-53-3	繁昌Ⅱ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-4	上高梨遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-5	堀田城跡	大仙市弘田	真山丘陵を利用した中世城館跡	2・8
212-53-6	境田城跡	大仙市弘田	中世城館跡：天正18年（1590）破却	2
212-53-7	杉ノ下Ⅰ遺跡	大仙市横堀	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-9	鍛冶屋敷遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-13	四十八遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-14	中村遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-18	弥兵谷地遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-19	一ツ森遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器系陶器壺）	1
212-53-24	堰口遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（鉄滓）	15
212-53-25	田ノ尻遺跡	大仙市弘田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-27	観音堂遺跡	大仙市板見内	近世集落跡、掘立柱建物跡、井戸等検出	10
212-53-28	北畑遺跡	大仙市北畑	中世集落・墓地、火葬墓、2005年発掘調査	11
212-53-29	一ツ森Ⅱ遺跡	大仙市堀見内	遺物包含地（須恵器）、2003年発見	11
212-53-30	八幡堂遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器、中近世陶器）	11
212-53-32	下川原遺跡	大仙市弘田	遺物包含地（土師器）、1995年発見	14
434-54-2	本堂城跡	美郷町本堂城回	本堂氏の居館跡、2004年～確認調査	18・20・21
434-54-3	厨川谷地遺跡	美郷町土崎	埋蔵銭出土（1915年≪大正4≫出土）古代祭祀遺跡、2001年発掘調査	3・7
434-54-4	中屋敷Ⅰ遺跡	美郷町土崎	寺院跡	1
434-54-5	中屋敷Ⅱ遺跡	美郷町土崎	縄文・古代集落跡、2002・03年発掘調査	5・12
434-54-14	内村遺跡	美郷町干屋	古代集落跡、1980年発掘調査、中国産青磁出土	4・16
434-54-23	砂館跡	美郷町中野	城館跡	2
434-54-27	厨川谷地Ⅱ遺跡	美郷町土崎	中世以降？、2000年発見	9
434-54-28	厨川谷地Ⅲ遺跡	美郷町土崎	古代、2001年発見	9
434-54-29	下中村遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書土器出土	9
434-54-30	飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書土器・和鏡出土	9
434-54-31	下飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見	9
434-54-32	上飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2003年発掘調査、掘立柱建物跡検出	6
434-54-33	上館遺跡	美郷町土崎	中近世城館跡か、2002年発見	13
434-54-35	松ノ木遺跡	美郷町土崎	中世～近世、2003年の確認調査で柱穴確認	9
434-54-36	八幡殿遺跡	美郷町土崎	古代集落跡か、2003年確認調査	9
434-54-38	西館遺跡	美郷町本堂城回	縄文・古代、2005年発見	13
434-54-40	森崎Ⅰ遺跡	美郷町本堂城回	古代、2006年発見、墨書土器出土	19
434-54-41	城方小屋遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、柵列跡、土坑墓	17
434-54-42	北館遺跡	美郷町本堂城回	近世集落跡、2006年発見	13
434-54-43	森崎Ⅱ遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、竪穴住居跡	17
434-54-44	田町遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物散布地、2007年発見	13

※地図番号の212は大仙市管内、53は旧仙北町域を示し、434は美郷町管内、54は旧千畑町域を示す。

## 【第1表の註】

- 1 秋田県教育委員会1987 『秋田県遺跡地図（県南版）』
- 2 秋田県教育委員会1981 『秋田県の中世城館』秋田県文化財調査報告書第86集
- 3 千畑町1986 「古銭発掘出来記」『千畑町郷土史』
- 4 秋田県教育委員会1981 『内村遺跡』秋田県文化財調査報告書第82集
- 5 千畑町教育委員会2004 『中屋敷Ⅱ遺跡』千畑町文化財調査報告書第6集
- 6 千畑町教育委員会2004 『十二遺跡・上飛沢遺跡』千畑町文化財調査報告書第7集
- 7 秋田県教育委員会2005 『厨川谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第383集
- 8 今村義孝校注1966 『奥羽永慶軍記（上）（下）』人物往来社
- 9 美郷町教育委員会2005 『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町文化財調査報告書第1集
- 10 山崎文幸2004 「秋田・観音堂遺跡」『木簡研究』第26号 木簡学会
- 11 大仙市教育委員会からの情報提供による。
- 12 秋田県教育委員会2005 『中屋敷Ⅱ遺跡』秋田県文化財調査報告書第384集
- 13 美郷町教育委員会からの情報提供による。
- 14 秋田県教育委員会1996 『遺跡詳細分布調査報告書』秋田県文化財調査報告書第267集
- 15 秋田県教育委員会2007 『秋田県遺跡地図（仙北地区版）』
- 16 島田祐悦・高橋学2007 『内村遺跡』『横手市史資料編考古』
- 17 美郷町教育委員会2008 『城方小屋遺跡・森崎Ⅱ遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第6集
- 18 美郷町教育委員会2007 『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第5集
- 19 美郷町教育委員会2008 『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第7集
- 20 美郷町教育委員会2011 『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第11集
- 21 山形博康2012 「秋田・本堂城跡」『木簡研究』第34号 木簡学会

## 第2章 調査研究事業の計画と実績

### 第1節 第9次5年計画の概要

秋田県は、史跡弘田柵跡の解明にあたるため、昭和49年4月に秋田県弘田柵跡調査事務所を開設し（昭和61年4月「秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所」と改称）、同年から5年で1単位の中期計画を立案して継続的な発掘調査を毎年実施している。

第1～2次5年計画（昭和49～58年度）では、主に「中枢施設の全面発掘」を行い、政庁域の建物や区画施設（板塀跡）の配置、変遷を明らかにした。第3～5次5年計画（昭和59～平成10年度）では、外柵・外郭の区画施設（築地・材木塀跡）や門跡、長森丘陵部東側の官衙域、外郭周辺低地（主に外郭南門～外柵南門跡間の南北大路周辺）の調査を行った。このように第1～5次の5年計画による25年間の発掘調査では、城柵官衙遺跡の中枢ともいえる政庁域と門跡を含む区画施設の様相把握、及び柵内の一部地区（主に長森丘陵部東側、南北大路周辺）における遺構内容の解明が進められた。

第6次5年計画（平成11～15年度）は、過去25年間の調査成果と派生する課題を踏まえ、その後の調査や環境整備に資することを目的に、主に長森丘陵の各場にどのような施設が存在するのかを足早に把握しようとした。調査は長森丘陵部西側から開始したが、調査にあたりトレンチ法を採用したことで結果的には、少ない調査面積で多くの情報を得ることができた。第6次5年計画で採用した調査手法は、長森丘陵部における場の使われ方を予測することと、弘田柵跡を適切に保存・管理し、活用するためにも有効であることを再確認した。

第7次5年計画（平成16～20年度）では、「弘田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」として、トレンチ法を用いて実施した。その中での重点区は、長森丘陵部北側、外柵地区南東部（沖積地）、真山丘陵部であった。また、「弘田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集」という柵外にも視野を広げた計画を掲げ、平成19年度には、横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

第8次5年計画（平成21～25年度）では、引き続き「弘田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」として、トレンチ法を用いて実施した。その中での重点区は、外柵地区（沖積地・微高地部）の調査で、外郭南門東方官衙域及び南西官衙域周辺、並びに外郭北西部のほか、外柵地区東部・北部の沖積地を調査した。また弘田柵跡関連遺跡の調査として、引き続き平成21・23～28年度に、横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

過去40年間の実績を踏まえ、弘田柵跡内外の各地区における場の使われ方と詳細な遺構内容を把握し、歴史的意義や特色を明確にすることを目指し、第9次5年計画では次の調査を行う。

#### （1）弘田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

調査対象地区は、弘田柵跡内全域ではあるが、特に外柵地区と真山地区を重点地区として進める。

##### ①外柵地区（沖積地・微高地部）の調査

沖積地・微高地部の調査は、区画施設等の重要遺構及び柵内南東部域を除き、ほとんど行われて来なかった。第8次5年計画で調査を進めたところ、長森丘陵裾部には一定の広さの微高地が広がっており、外郭線の外側においても、比較的長い時間幅を持つ官衙域を形成されていることが明らかとなった。しかし

水田として作付けが行われている地区であることから制限されることが多く、対象範囲も広大なため、引き続き「場の機能」解明のため、地権者の同意を得た上でトレンチ調査を実施する。そのなかでも、長森丘陵部南辺の沖積地を重点地区とする。

### ②真山地区の調査

払田柵跡創建期の内容解明にとって重要な真山地区の調査を実施する。小規模ではあるが遺構内容確認調査を行う。

#### (2) 払田柵跡関連遺跡の試掘調査等

払田柵跡の解明には指定地内の調査に加え、指定地外の同時代関連遺跡の調査が必要である。そのため、関連資料・情報の収集、現地踏査を踏まえた上で可能であれば試掘調査を実施する。

また、一連の作業・調査を通じて県内各市町村との連携を深め、当事務所が蓄積している史跡発掘調査・研究についての実践的な技術指導、史跡の保存・活用に関する情報の提供等を行う。当面は近年のほ場整備対応調査により奈良時代の集落遺跡が多数確認され、また瓦・硯など官衙関連遺物の出土も確認されている横手市雄物川町造山地区周辺を対象とし、一定の成果蓄積を目指す。また南接する雄勝郡羽後町等において踏査を実施するとともに調査目的の周知及び働きかけを進め、以後の試掘調査等につなげていく。

## 第2節 本年度事業の計画と実績

払田柵跡調査事務所が平成30年度に実施した事業は、第9次5年計画等に基づき、下記の項目を設定し、実施・活動した。

### (1) 払田柵跡の発掘調査 (2) 関連遺跡の調査 (3) 調査成果の普及と関連活動

本節では(1)についての調査計画及び実績の概要を記し、詳細は第3章に記録する。(2)は第4章、(3)は第6章にそれぞれの概要を収録する。

本年度の発掘調査は、次のような「平成30年度払田柵跡調査計画」を立案して調査を実施した。発掘調査事業費は、総経費4,787千円であり、うち国庫補助額2,301千円(48%)、県一般財源2,476千円(52%)、諸収入10千円である。

第152次調査は、外郭南門外の沖積地に位置する南西官衙域の西側における遺構分布状況を確認する調査である。

第2表 平成30年度払田柵跡調査計画表

調査回数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間・備考
第152次	大路地区 (大仙市払田字仲谷地 地内)	遺構内容確認調査	250m <sup>2</sup>	6月4日～8月3日 ※文化庁補助事業
合計	1地区		250m <sup>2</sup>	

本年度調査の実績は第3表のとおりである。

第3表 平成30年度払田柵跡調査実績表

調査回数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間・備考
第152次	大路地区 (大仙市払田字仲谷地 地内)	遺構内容確認調査	168m <sup>2</sup>	6月4日～8月31日 ※文化庁補助事業
合計	1地区		168m <sup>2</sup>	



仙1~4 : 旧仙北町調査  
 千畑1 : 旧千畑町調査区  
 大1 : 大仙市調査区

第2図 弘田柵跡調査実施位置図

## 第3章 第152次調査の概要

### 第1節 調査の目的、課題と調査区、調査経過

本調査は、第9次5年計画で示した「外柵地区（沖積地・微高地部）の調査」として実施した。調査区は外柵地区のうち外郭南門南西側に広がる沖積地である。外郭南門南西建物として柱列が復元表示されたS B 1060掘立柱建物跡の西側にあたる。

当該地区は、平成26～29年度実施された第148～151次調査において、盛土整地、大溝、複数の鍛冶炉、土器焼成遺構、掘立柱建物跡、柱穴列等が検出された。丘陵裾部の微高地を中心に土地造成を行われ南側へ平坦面を拡張し、丘陵裾部と造成の境界付近に東西方向の大溝が開削されている。同様の造成が、大路を挟んだ反対側にある外郭南門南東側の東方官衙域においても10世紀初めに行われた。

第148～151次調査の成果と課題を踏まえ、第152次調査では目的を外郭南門南西官衙域に近接する沖積地を対象に、S B 1060外郭南門南西建物の西側における遺構分布状況を確認することとし、具体的には次の3点の課題を設定した。

#### <課題①>

当該地区の基本層序を確定する。

#### <課題②>

第148次調査（平成26年度）以来調査しているS X 2141盛土整地地業（10世紀前半）の南西部縁辺を確認し、整地面の遺構分布状況を把握すること。

#### <課題③>

S D 2154の西端を確認し、その性格を把握する。

調査区は旧水田で、標高は33mである。上記3つの課題を解明するため、グリッド杭GR 16～45・H J 16～45で囲まれる南北42m、東西90mの範囲を調査対象地区として選定し、トレンチ調査を行った。

調査の結果、課題①については、S X 2141の前後に2～3回の自然氾濫による堆積が確認され、生活面が5面把握された。昨年度課題となっていた盛土末端にしがらみ等による土留め工法があるか否かについては、そうした痕跡を確認することはできなかった。課題②については、HF 26グリッドで盛土整地の縁辺を確認した。整地面上での遺構は今回検出されなかったが、整地面を覆う第V層上面、および整地層下位の第VII層上面で遺構が検出された。課題③については、今年度調査区の西限である44列までS D 2154が延伸することが明らかとなった。築地・板塀跡のある丘陵裾部に並走して弧状を描き、より標高の高い北西側へ延びることが予測されることから、排水溝が第一義的なものではなく、築地・板塀跡とともに外郭を構成する区画施設であった可能性が出てきた。

今後の課題として、一部で確認されたS X 2141の範囲をより明確に捉えることともに、S D 2154の性格を明らかにするためにその範囲を確認することが求められる。また、今年度は目的としなかったが、第151次調査で検出されたS B 2168掘立柱建物跡の規模・性格の把握も課題として挙げられる。

調査の経過は次のとおりである。

6月4日、調査開始。器材を搬入し、東側調査区をトラロープで囲み安全確保。グリッド杭を設置して

粗掘開始。過年度の確認層準と比較しながら進める。

5～8日、SD2154再検討のためHF～HH26、HF～HH29、HH～HI30グリッドをトレンチとして粗掘開始。HF29トレンチで地表下63cmより土師器坏片が出土し十和田a火山灰ブロックも検出。HH30トレンチでもHF29トレンチと同レベルから十和田a火山灰を検出。両トレンチ壁面を精査の結果、第149～150次の26列以東で検出されていたSD2154と同一と判断。

11～15日、盛土整地の南限を検出するため、HF26グリッドを南へ2グリッド分拡張。SD2154の東側及び西側の状況を把握するためHG～HI21、HG～HH33グリッドを掘削開始。29列以西の各トレンチ北端で築地塀ブロックを含む整地層を面的に確認し、それを掘り込むSD2154を検出した。15日、横堀小学校3年生25名、現場見学。17日、第1回講演会『払田柵跡と秋田の古代世界』開催。

18～22日、整地層の有無を確認するためHG33トレンチをHF33グリッドまで拡張した結果、SD2154の南側に、十和田a火山灰層が南に向かって傾斜しグライ化した粘土層に続く地層を検出。自然の流路と判断。第149次調査のGS19グリッドで推定された流路と一連のものと推定された。整地層の広がりには検出されず。HG25、HF26トレンチ西壁精査の結果、SD2154は自然の河川氾濫由来と考えられる粘土層に被覆されており、その窪地に後世、流水のあったことが確認された。第139次調査で検出されたSX1999整地とSX2141、SD2154との関係を把握するため、HI35、HI～HJ38グリッドを掘削し、SX1999上面に十和田a火山灰の堆積を確認。

25～29日、SX2141の広がりを把握するため、HB～HC26グリッドを掘削。HI～HJ38グリッドにおいて、自然の窪みに粘土を入れて造成している状況を十和田a火山灰層の下で確認。HD26グリッドの地表下45cmで焼土遺構を検出。整地上か自然層上か判断保留。SX1999の範囲を確認するためHI44グリッドを、さらにSD2154の検出が予測されるためHH44グリッドを新たに掘削。旧流路と推定されるグライ化した地層の広がりを確認するためHE33グリッドをさらに南へ1m拡張。25日、横手市山内小学校6年生27名、現場見学。

7月2～6日、HD26グリッドで焼土検出。SD2154の有無を確認するため、HH44グリッドを南へ1m拡張。日本大学4年生1名、3～13日まで博物館実習の一環で発掘調査・整理作業・展示作業に参加。7日、『払田柵跡サタデーカフェ』開催。

9～13日、HD33グリッドをさらに南へ1.5m拡張。造成土と自然層を明確にするためHB26をGT26まで拡張。調査区北縁の造成土のあり方を検討するためHI～HJ39グリッドを精査、十和田a火山灰のレンズ状堆積を造成面上で検出。

17～20日、44列で大溝跡の底面に沿うように十和田a火山灰を連続的かつ面的に検出し、今年度調査区西縁までSD2154が伸びていることを確認。調査と平行して現地説明会のための環境整備。

21日午前、第1回『払田柵跡の自然と歴史をしらべよう』開催。同午後、第1回現地説明会開催。

23～31日、調査区北西側の造成の広がりを確認するためHI～HJ40グリッドを掘削。HG～HH21グリッド第Ⅶ層上面でSKP2183～2186を検出。SD2154東端の状況を確認するため、HH～HI16・同17グリッドを掘削。23日、大仙市教育委員会による真山南麓崩落部調査への助言。25日、大曲工業高校インターンシップ受け入れ。26日、文化庁藤井幸司調査官視察。27日午前、秋田大学教員免許更新講習実施。同午後、秋田県埋蔵文化財発掘調査技術研修会開催。31日、米沢女子短期大学2年生2名、博物館実習のため調査に参加。

8月1～3日、G T26グリッド南西隅を深掘りし、基本土層を確定。調査終了グリッドの標高を計測し、埋め戻しを開始。HF 26グリッドにてS X2141と自然層（第V層）との境界及び前後関係を把握。3日午前、秋田大学教員免許更新講習実施。8日午前、第2回『払田柵跡の自然と歴史をしらべよう』開催。同午後、第2回現地説明会開催。20～31日、調査区の測量及び埋め戻し、発掘調査に係る機材等を収納・返却し、調査の全工程を終了した。

11月27日、史跡払田柵跡調査指導委員会を開催する。

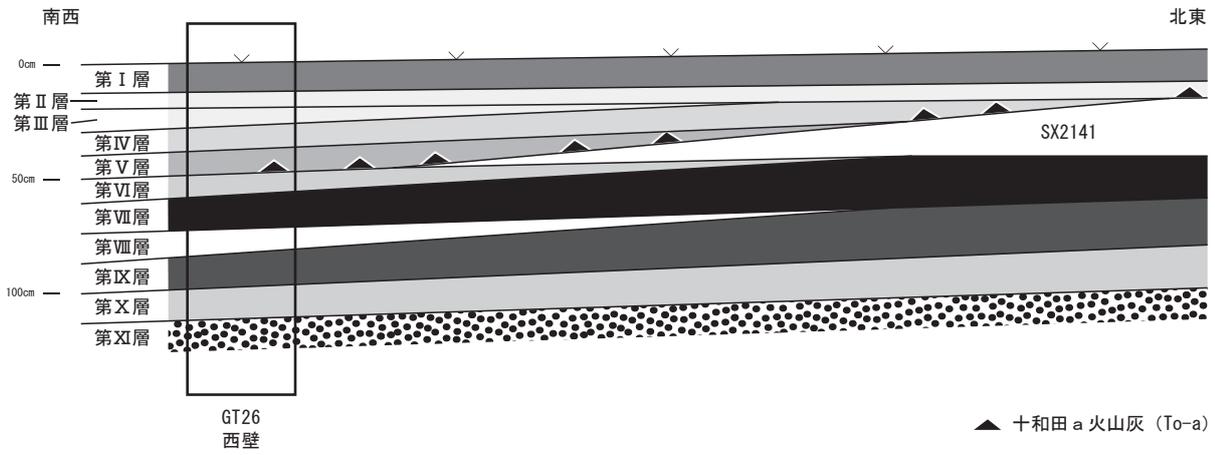
## 第2節 検出遺構と遺物

### 1 基本層序

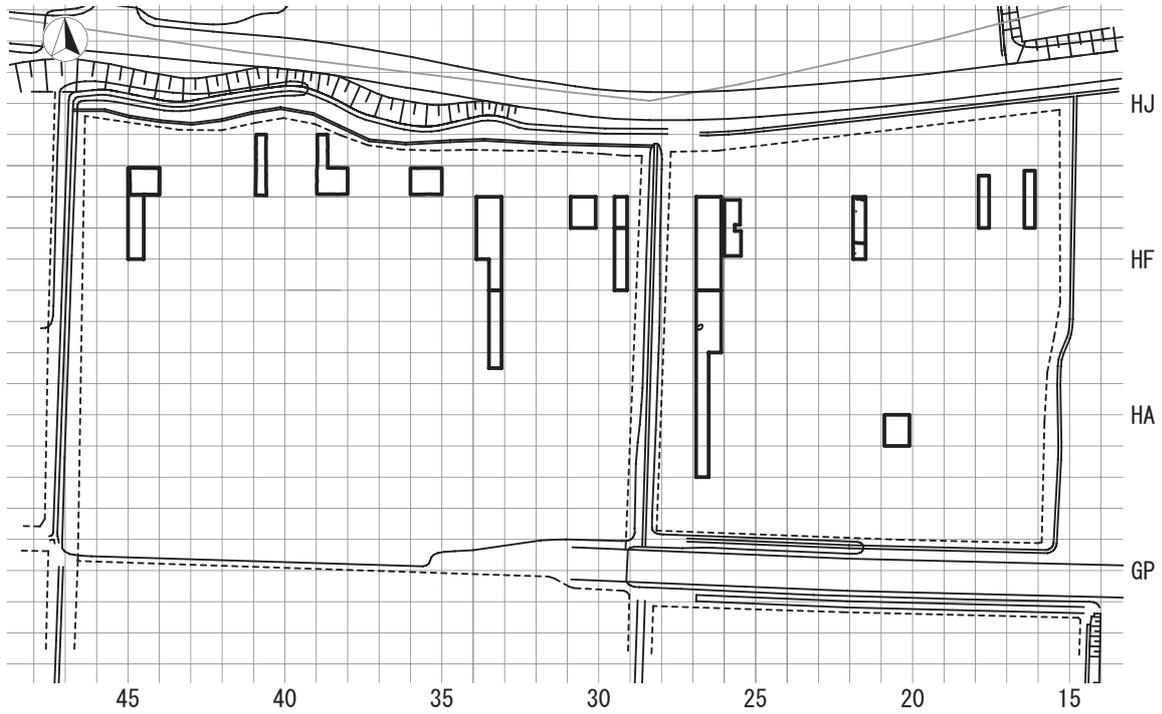
第152次調査区は、平成21・同26～29年度実施した第139次調査B区、第148次調査西側調査区、第149～151次調査区を踏襲した。これまでの3年間でS X2141の範囲と遺構分布をおさえ、下層を調査することができる地点を探ってきた。結果、HF 26グリッドで連続的に地層を検討することができ、調査区その他の複数地点の土層を対比することにより、今回、新たに基本層序を確定した（第3図）。原地形の高低（丘陵裾部～沖積地）及びS X2141の造成範囲内外等、層相は連続的に変化する。

第I層	10YR3/2 黒褐色シルト	水田耕作土
第II層	10YR3/3 暗褐色シルト	鋤床層 鉄分多量含む よくしまる
第III層	10YR2/3 黒褐色シルト	地山小粒多量含む 炭小粒少量含む 焼土小粒少量含む 遺物含む 中世以降の旧耕作土 よくしまる
第IV層	2.5Y4/1黄灰色シルト	炭中粒中量含む 遺物含む 河川氾濫による水成堆積層
第V層	2.5Y3/1黒褐色シルト	炭中粒中量含む 遺物含む 河川氾濫による水成堆積層
	(S X2141) 10YR3/2 黒褐色シルト	炭大粒多量含む 焼土大粒多量含む 遺物調査区北側で多量含む 上面に十和田a火山灰を斑状に含む 盛土整地地業に伴う造成土
第VI層	2.5Y4/1黄灰色シルト	HE列以南で上面に十和田a火山灰(To-a)を斑状に含む 河川氾濫による水成堆積層
第VII層	10YR2/2 黒褐色シルト～2.5Y4/1黄灰色シルト	炭中粒中量含む 平安時代の旧表土
第VIII層	5Y6/1灰色粘質土	河川氾濫による水成堆積層
第IX層	10YR2/2 黒褐色シルト	泥炭層 植物片多量含む 縄文時代～創建期以来の旧表土
第X層	7.5Y5/1灰色シルト	河川氾濫による水成堆積層
第XI層	2.5GY4/1暗オリーブ灰色中粒砂	地山

本調査区の現況は平坦であるが、第VI層堆積以前は、北東側の長森丘陵裾部から南西側へ傾斜していることが各トレンチの土層観察から分かった。古代の河川氾濫性堆積層（第IV～VI・VIII層）は標高の低い南西側に堆積し、北東～調査区北縁では現表土を剥ぐと古代盛土がすぐに露出し、その下位は第VII層、第IX層と続く。古代における度重なる河川氾濫と盛土整地により現在の平坦地の原形が形成されていったと考えられる。



第3図 払田柵跡大路地区西側沖積地の基本層序模式図



第4図 払田柵跡第152次調査 トレンチ位置図

また調査区南半では、第149次調査の等高線測量および今次のトレンチ調査で河川もしくは湿地性の窪地のあることが確認された。その底面直上付近に十和田 a 火山灰が面的に堆積しており、同じ層位から須恵器高台付皿 1 点が出土した。同様の痕跡は44列で S D 2154 と接して検出されており、これらが同一のものとするれば土層観察および以上の所見により、S D 2154 の掘削後から十和田 a 火山灰降灰前（10世紀初頭）に上限をもつ古代の河川もしくは窪地の跡と推定される。

なお、第148・149次調査の基本層序では、第Ⅰ～Ⅳ層までは同じで、今次調査の第Ⅴ層が第Ⅴ①層相当、S X 2141 が第Ⅴ②層、第Ⅶ層が第Ⅴ③層、第Ⅸ層が第Ⅴ④層、第Ⅹ層が第Ⅵ層に対比される。

## 2 検出遺構と遺物

第152次調査では、①当該地区の基本土層を確定させ、各遺構を層位的に位置づけること、②第148次調査（平成26年度）以来調査している S X 2141（10世紀前半）の南西部縁辺を確認し、整地面の遺構分布状況を把握すること、③ S D 2154 の西端を確認し、その性格を把握することの3点を課題とした。①について、前述の通りである。②について、H F 26グリッドで境界を確認し、第148次以降に検出された遺構の確認層位を基本土層と対比して確定させた。③については、今年度調査区西縁まで伸びることが明らかとなり、これまでに推測していた排水目的としてだけではなく、むしろ区画施設としての役割のあった可能性が新たに想定された。S X 2141については、年報2014～2017に概略を報告した。本書では、第152次調査における新たな知見等について記載する。

### S X 2141盛土整地地業

第149～151次調査では、S X 2141について以下の点が指摘された。

- ・丘陵裾部から南に下る連続的な緩傾斜をもち、9世紀代の旧表土である第Ⅴ層（今次調査の第Ⅶ層）上に造成される。
- ・外郭南門付近を頂点として「U」形に湾曲する長森丘陵裾部の地形に分布域が沿い、面積は1,000㎡程度と推定される。10世紀初頭に造営された S B 1048・1060外郭南門南西建物と同時期に、建物が立地する微高地を補整し、平場を南西側へ広げるように造成した。
- ・遺構は盛土整地上面とその下層（今次調査の第Ⅵ層相当層）で検出されている。
- ・近年まで水田として利用されていたことから、調査範囲北東端の H G 17グリッドから南西の G T 23グリッドまで5cm等高線が1本入るか入らないかの高低差しかない。28列を南北に流れる用水路を境に東側が32.35～32.30m、西側が32.30～32.25mと10cm程の高低差があるが、28列よりも西側には本遺構は到達していない。盛土中には遺物が豊富に含まれるが、H A 23グリッドを境として南西側ではほとんど遺物が出土しない。

これらの所見を受けて、本遺構上面（造成面上）の範囲を確定し、人工層（盛土層）と自然層（旧地表・洪水堆積層）を区分することを課題とした。合わせて、造成面上での建物跡など別遺構の有無を確認することが課題であるため、第148～151次調査のトレンチを含む範囲を広く調査区として設定した。これまでの調査範囲内での検討では盛土層下底面／自然堆積層上面の境界の見極めが困難であったため、第150次調査で掘削した H F 26グリッド西壁のトレンチを G T 26グリッドまで南に延長し、層位的な脈絡の理解に努めた。また、S D 2154 との空間的関係を把握するため、150次調査の H F 33トレンチを H C 33グリッドまで南に延長するとともに、第139次調査の H I 38・同40トレンチを再掘し、第148次調査以降に検出されて

いる本遺構との関係の把握に努めた。結果、本遺構の範囲（盛土による造成範囲）は、第14図のよう推定した。

今次調査ではHF26グリッドにおいて、本遺構と自然層との境界を断面で確認することができた。第VI層上に本遺構が造成され、本遺構を第V層が覆う。本遺構およびHF26グリッド以南の第VI層上面には十和田a火山灰が斑状にはあるが面的に分布することから、火山灰降灰直前の時期には本遺構と第VI層上面が同一生活面を形成していたことが分かる。HG列以北では遺物を多量に包含し、土質もよく締まり硬いが、南にいくにしたがって遺物は漸減し、土質も相対的に軟化し、自然層との区別がつきにくくなる。

出土遺物は、須恵器杯・壺・甕・瓶、黒色土器杯、内黒土師器高台付杯・坏、土師器杯・皿・甕・鍋、墨書土器、鉄滓、棒状木製品・板状木製品・燃えさし・加工木、陶磁器、銭貨である（第8図）。須恵器は9世紀後葉、土師器は10世紀前葉を中心とする。

SX2141は、10世紀初頭の外郭南門南西建物の造営と同時期と考えられる。

#### **SD2154溝跡（第5～7図）**

SD2154は、第148～150次調査で検出されたものである。今次調査では溝の規模や開口部の有無を確認するために調査を行った。遺構はSX2141から掘り込まれ、東西方向に延びる。トレンチ調査のため全貌は明らかではないが、現在までに確認している長さは推定約90m、東端のHH～HI16グリッドで幅4.2m×深さ0.64m、HF～HG26グリッドで幅3.9m×深さ0.59m、西端のHG～HH44グリッドで幅3.96m×深さ4.8m以上であり、さらに西へと延びることが予測される。底面は第X・XI層まで達する。

覆土は3～9層に分層され、下位に十和田a火山灰が堆積する。第149次調査ではHH16グリッドで隣接する鍛冶炉群から掻き出された排滓が十和田a火山灰層の上位に堆積していたが、その他のトレンチでは自然堆積により埋没し、26列以西では最終的に第IV層によりほぼ埋められる。その後、窪地となった溝跡部分に自然の流水があったことを示す砂質堆積物やグライ化した粘土層が堆積しており、後世の暗渠も埋設されている。第150次調査では後世におけるこの自然の流水痕跡をHI16グリッドから続くSD2154B（中世以降）としていたが、今次調査で再精査した結果、25列以西においては人為的な掘り込みとは認められないため、ここに修正する。

第149次調査では、丘陵裾部からの湧水を西側へと導いた排水溝と推測したが、今次調査では、標高の低い南西側へと溝跡が延びるのではなく、外郭築地・板堀跡に並走するように緩やかに弧状を描いて西へさらに延伸することが確認されたことから、外郭の区画施設である可能性を新たに指摘しておきたい。少なくとも十和田a火山灰降灰遺構の浚渫の明確な痕跡がないこと、覆土には流水に伴う堆積物が認められないことも排水溝としての機能が主ではないことを示している。

なお、HG44グリッドでは旧河川の流路もしくは窪地と推定される落ち込みに切られていることが確認された。この旧流路は覆土の状況と位置関係から、後述するHC～HE33グリッドで検出された落ち込みと同一の可能性が高い。

出土遺物は、土師器杯・墨書土器・加工木である（第9図）。構築時期は、出土遺物及び遺構構築面と覆土の検討から、十和田a火山灰降灰前の10世紀初頭と考える。

#### **SKP2183柱穴（第5図）**

SKP2183柱穴は、HH22グリッドにある。第VII層で検出された。平面形状は直径0.20m、深さ0.17mの円形である。半裁の結果、2層に分層された。遺物は出土しなかった。構築時期は不明だが、検出層

準からSD2154より古く位置づけられる。

#### SKP2184柱穴（第5図）

SKP2184柱穴は、HH22グリッドにある。SD2154覆土第8層上面にて検出されたため、SD2154の埋没過程において掘削されたものと考えられる。平面形状は直径0.19m、深さ0.16mの円形である。半裁の結果、2層に分層された。遺物は出土しなかった。構築時期は、十和田a火山灰の一次堆積層を含むSD2154第9層より上位で検出されていることから同火山灰降灰以降となる。検出面及び層相からはSKP2183・2185・2186とは別遺構である。

#### SKP2185柱穴（第5図）

SKP2185柱穴は、HG22グリッドにある。SX2141下位の第Ⅶ層上面で検出された。平面形状は直径0.21m、深さ0.24mの円形である。半裁の結果、覆土は1層である。遺物は土師器坏破片が1点出土した。構築時期は、第Ⅶ層上面での検出であることからSX2141・SD2154より古く、9世紀末～10世紀初頭と推定される。

#### SKP2186柱穴（第5図）

SKP2186柱穴は、HG22グリッドにある。SX2141下位の第Ⅶ層上面で検出された。平面形状は直径0.24m、深さ0.21mである。半裁の結果、覆土は1層である。遺物は出土しなかった。構築時期は、第Ⅶ層上面での検出であることからSX2141・SD2154より古く、9世紀末～10世紀初頭と推定される。

#### SN2187焼土遺構（第5図）

SN2187焼土遺構はHD26グリッド第Ⅴ層上面で検出された。一部、後世の杭により攪乱を受けている。平面形状は西端がトレンチ断面にかかっており全体を検出していないが、長軸0.6m、短軸0.49mの不整形である。調査による掘削はしていないが、本遺構に伴うと考えられる土師器坏・甕の小片が数点出土した。時期は整地層の上位層であることと出土土器から10世紀後半代と推定される。

#### 遺構外出土遺物（第10～12図）

出土遺物の多くはSX2141に伴うもので、遺構外出土遺物は多くはない。遺構外からの出土遺物は次の通りである。

第Ⅰ層：須恵器坏・甕、土師器坏・甕、陶磁器、木製品、銭貨

第Ⅱ層：石器、須恵器坏・甕、土師器坏・甕、陶磁器、石製品、木製品、鉄製品

第Ⅲ層：石器、須恵器坏・甕、土師器坏・甕、木製品

第Ⅳ層：須恵器坏・甕、土師器坏・甕、陶磁器、木製品

第Ⅴ層：須恵器坏・甕、土師器坏・甕、木製品

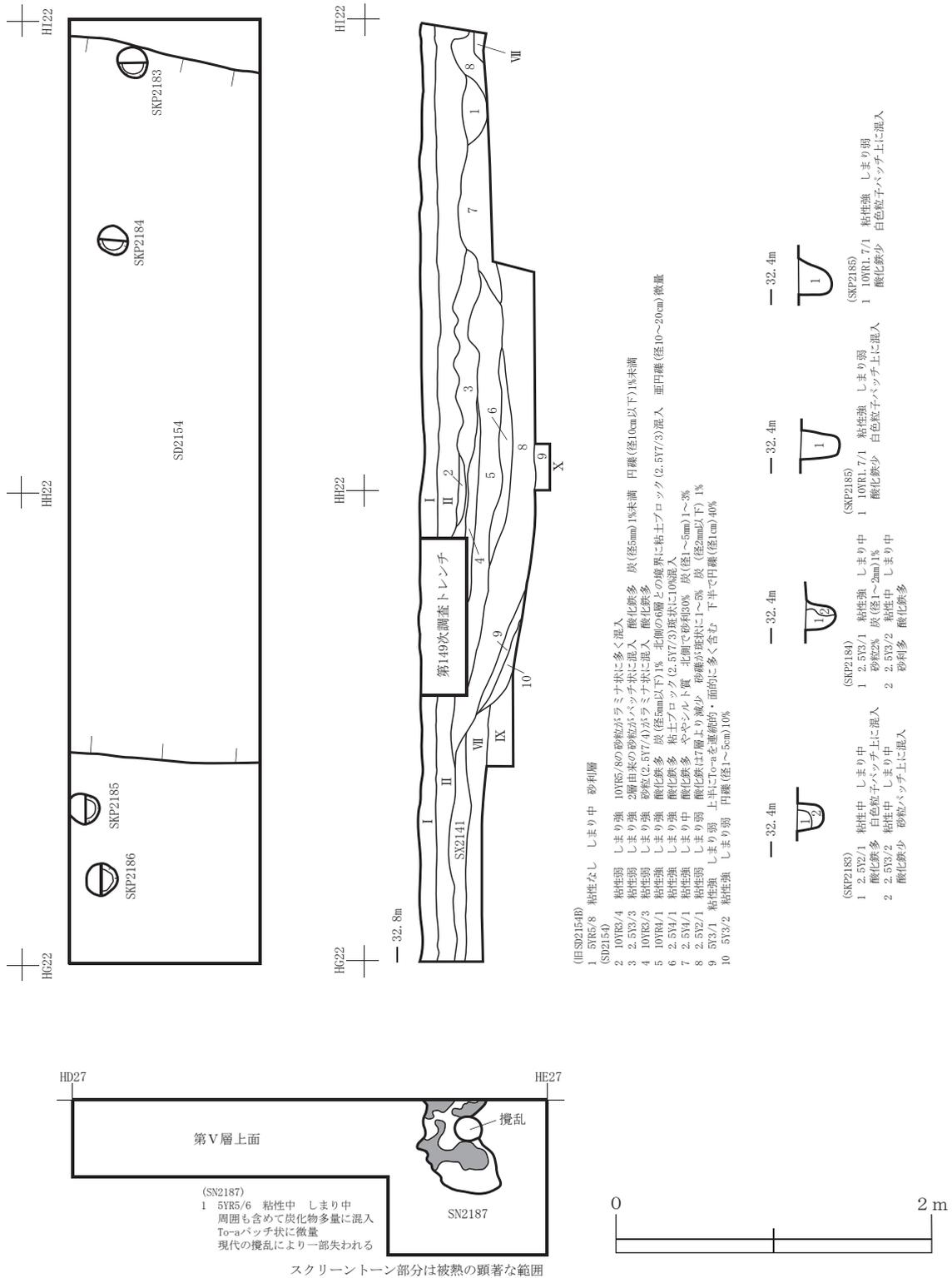
第Ⅵ層：須恵器坏、土師器坏・甕

第Ⅶ層：須恵器坏・皿、土師器坏・甕

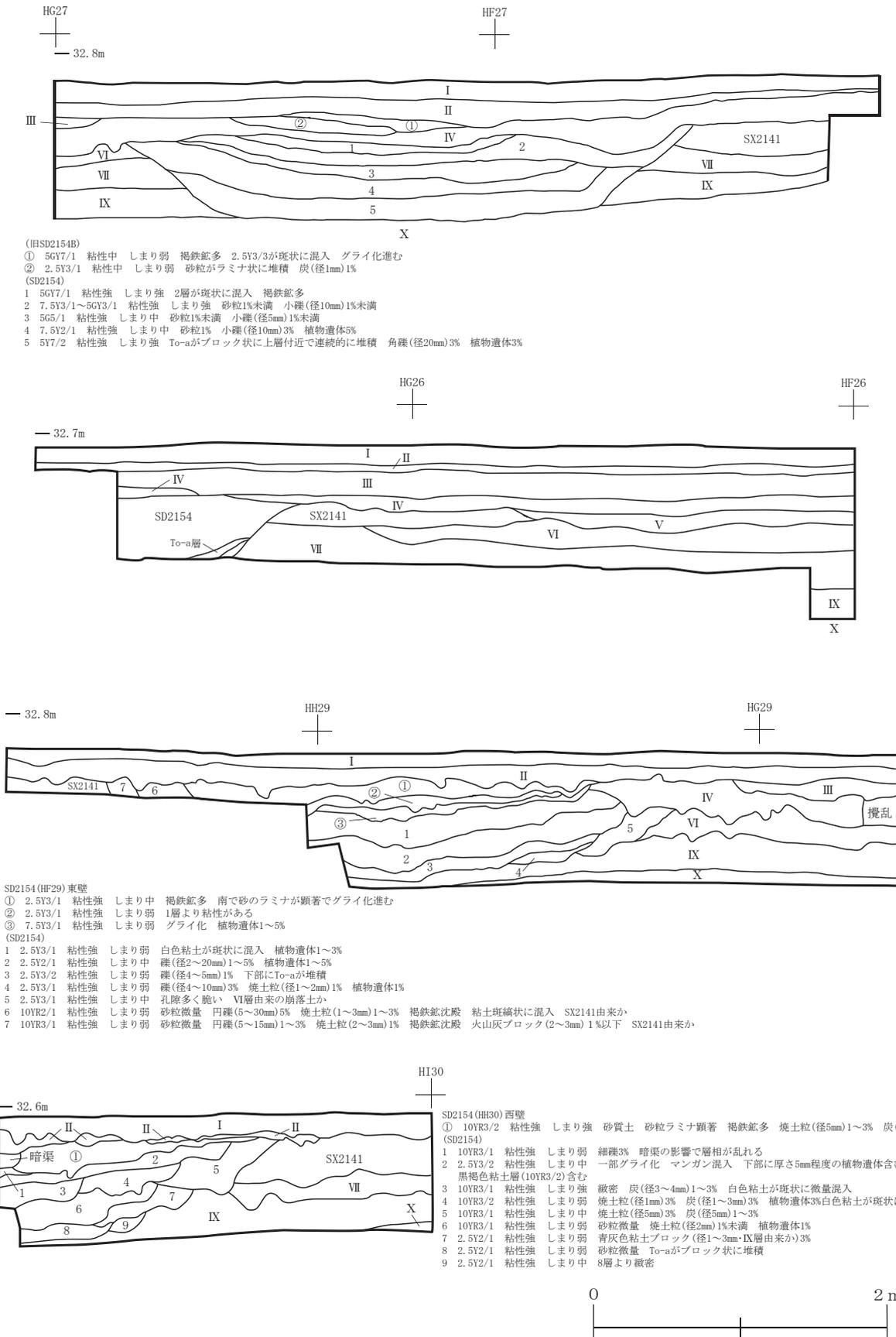
第Ⅷ層：土師器坏

第Ⅸ層：石器、須恵器坏、土師器坏・甕、木製品

また、昨年度の第151次調査で出土した第7号漆紙文書について、今年度、近畿大学の鈴木拓也教授による再接合及び調査の結果、一部積文の修正が必要となることが指摘された。これを踏まえて、国立歴史民俗博物館の三上喜孝教授により改めて検討した結果を附編に掲載する。

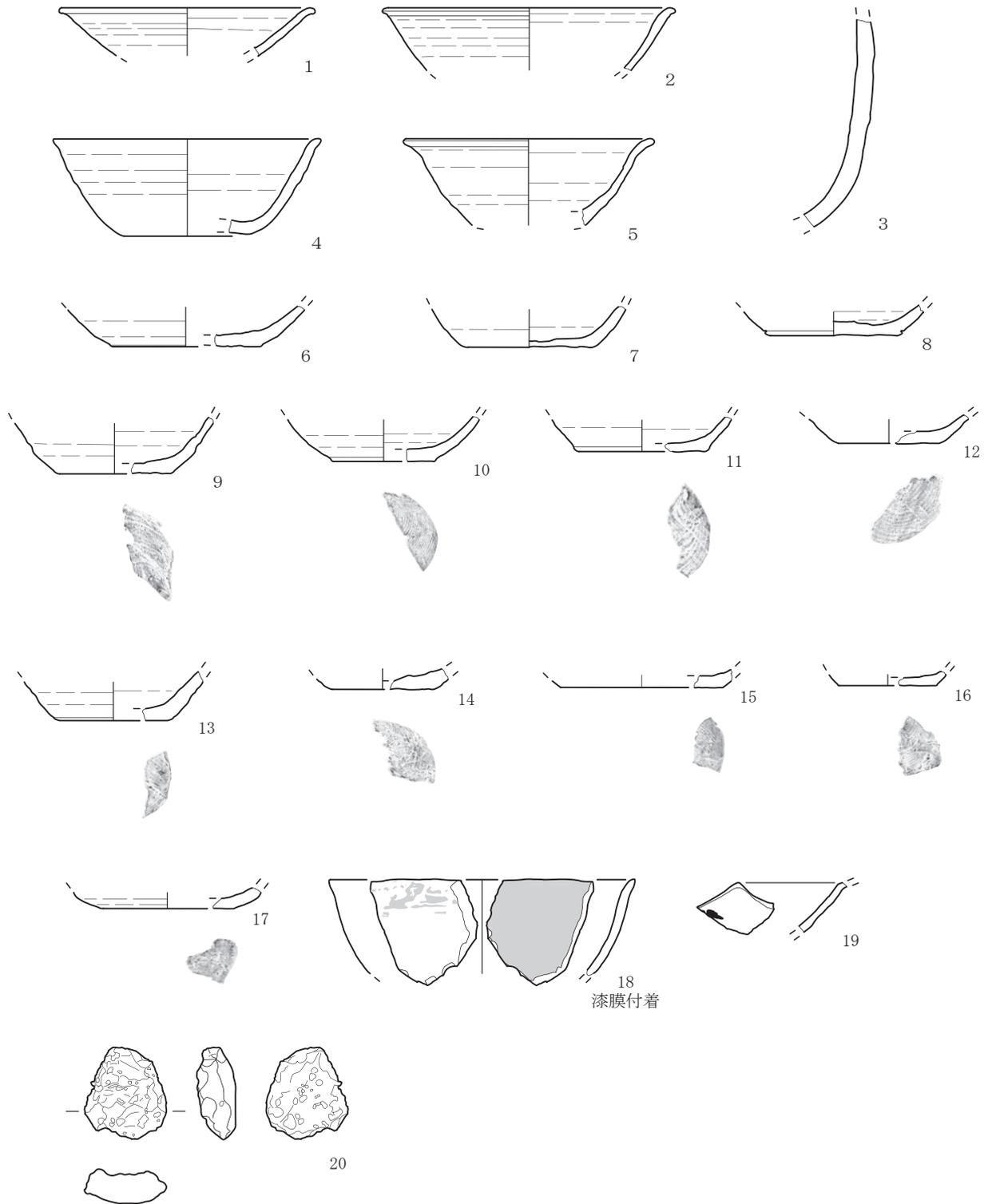


第5図 SD2154・SKP2183~2186・SN2187平面図・断面図

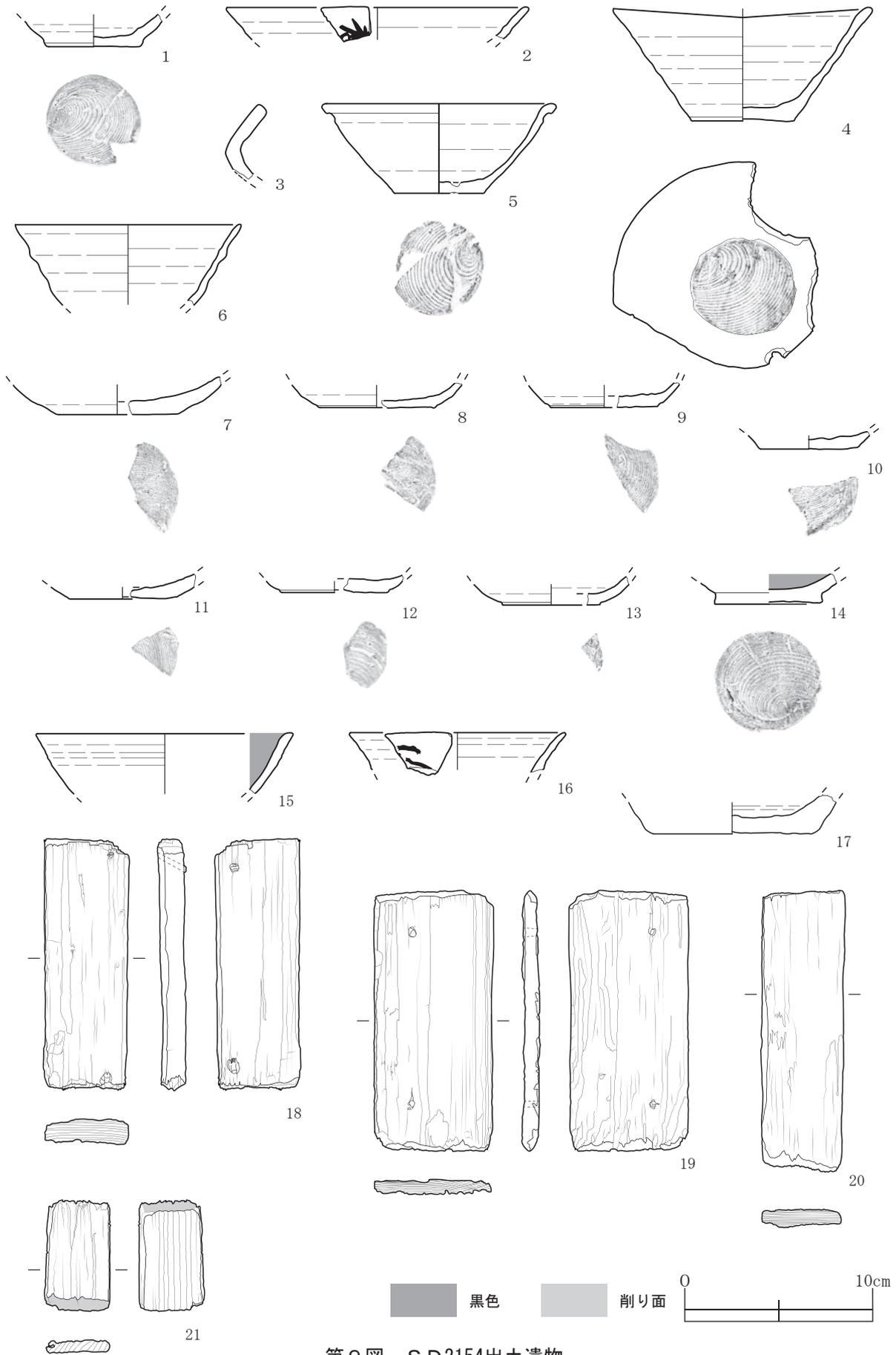


第6図 SD2154断面図(1)

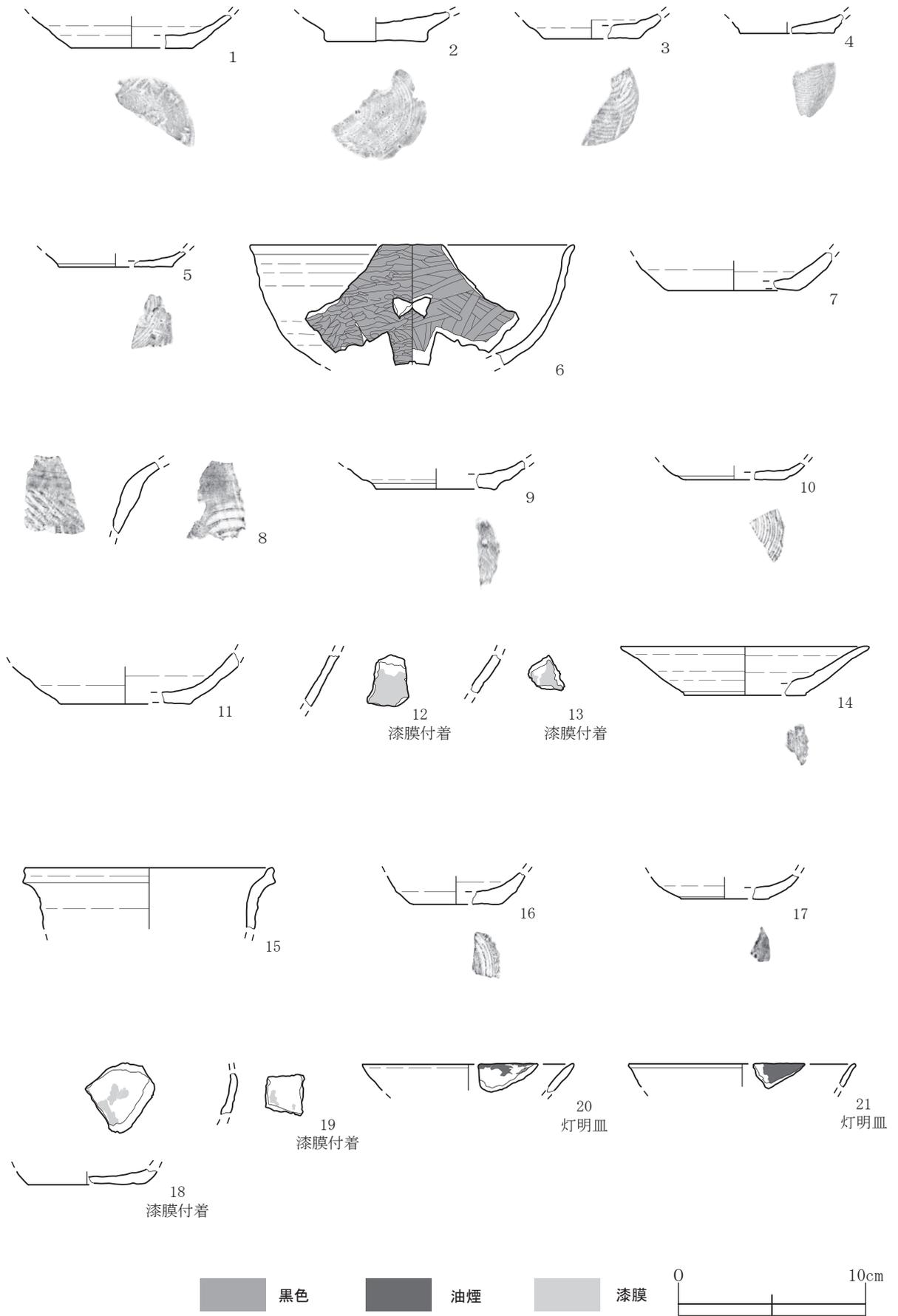




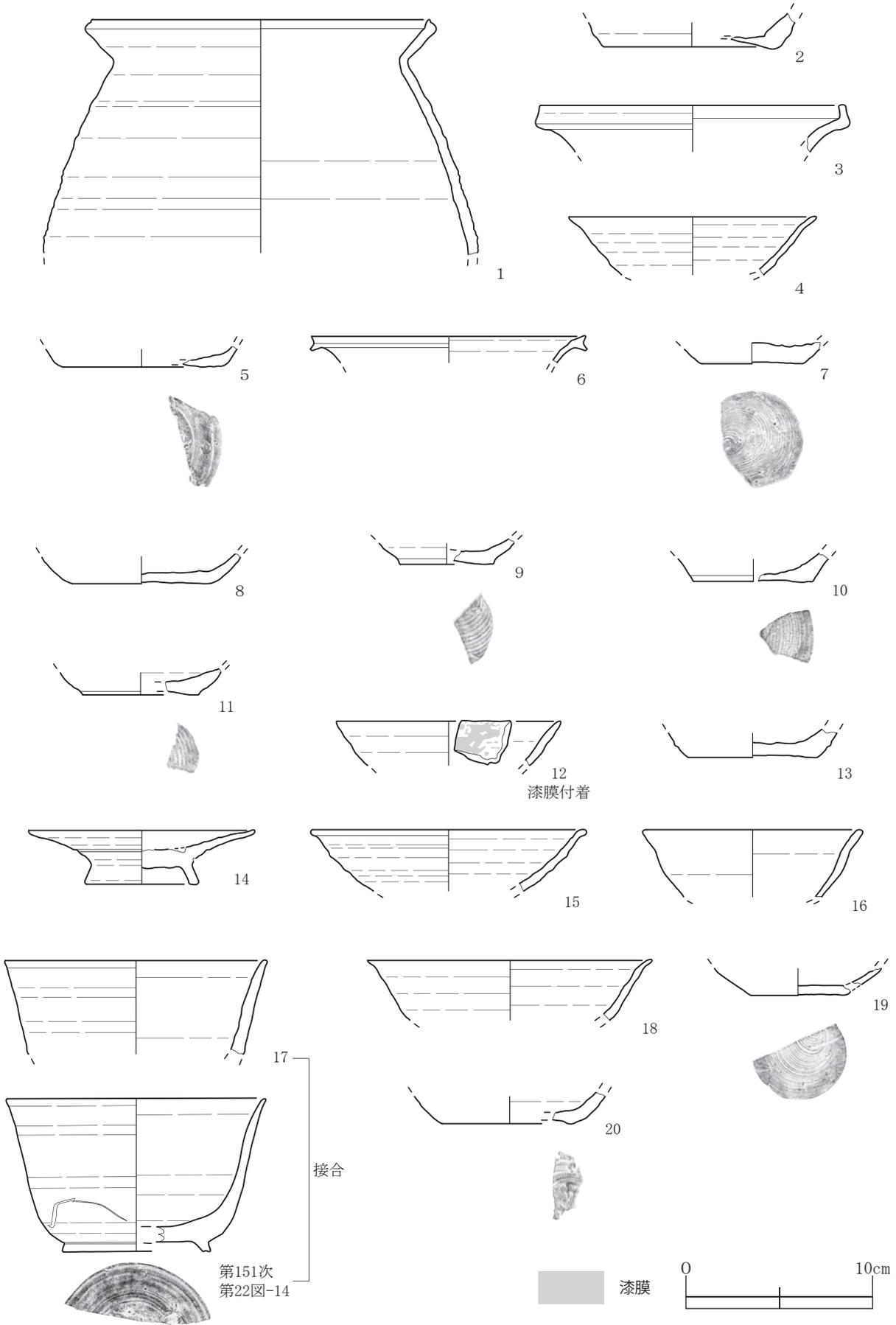
第8図 S X 2141出土遺物



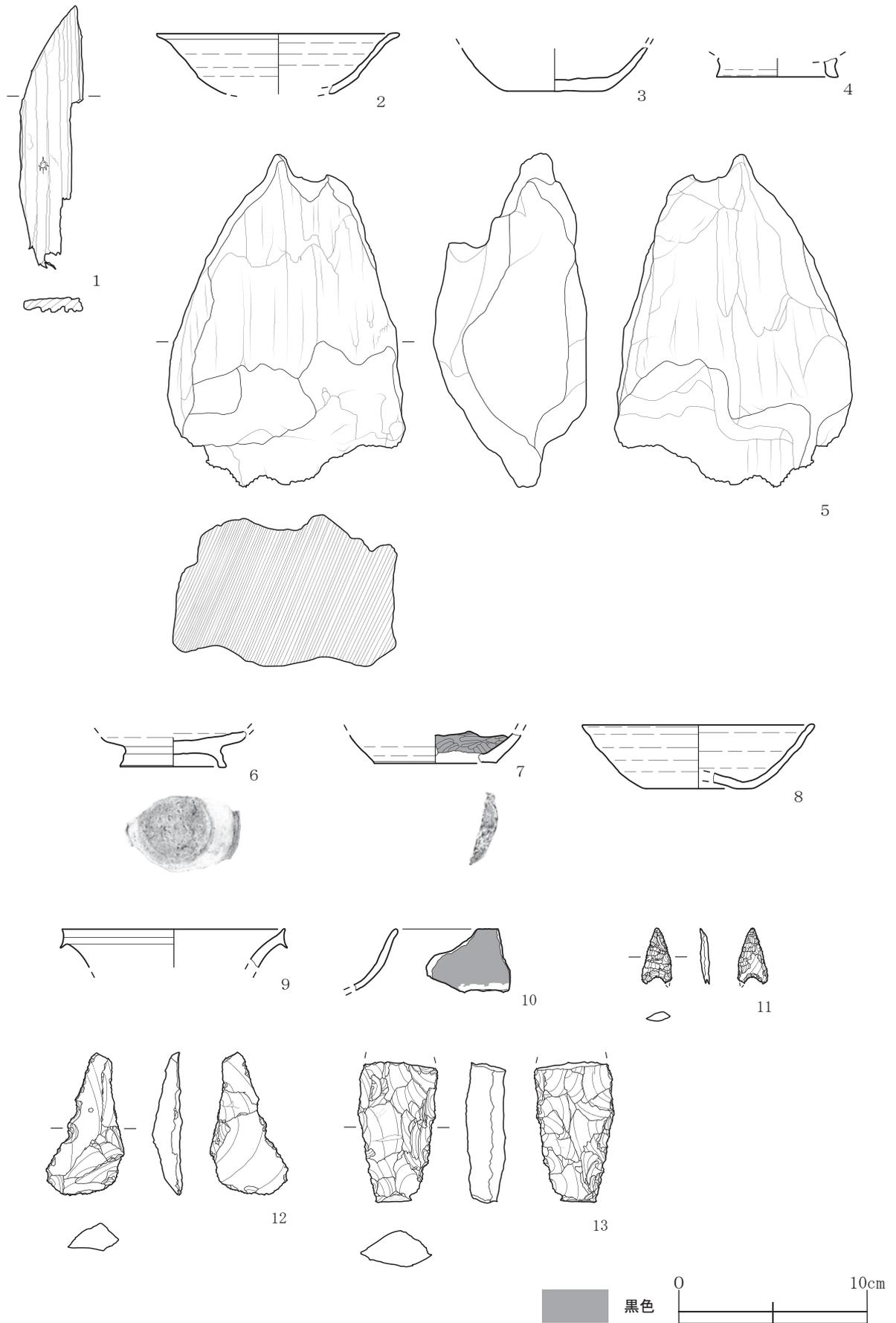
第9図 SD2154出土遺物



第10図 遺構外出土遺物（1）



第11図 遺構外出土遺物（2）



第12図 遺構外出土遺物 (3)

第4表 掲載遺物観察表

挿図	No.	出土地点		接合	種別	器種	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	重量(g)	備考
		遺構No.									
8	1	SX2141	HH33		須恵器	坏	(12.6)	—	—	6.5	
8	2	SX2141	HG21		須恵器	坏	(14.2)	—	—	6.4	
8	3	SX2141	HG21		須恵器	甕	—	—	—	187.7	
8	4	SX2141	HG21		土師器	坏	13.2	(6.0)	4.9	97.7	
8	5	SX2141	HG21		土師器	坏	(12.0)	—	—	13.8	
8	6	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(7.0)	—	29.1	
8	7	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(6.0)	—	15.2	
8	8	SX2141	HH21		土師器	坏	—	6.2	—	14.8	
8	9	SX2141	HH21		土師器	坏	—	(5.4)	—	18.3	
8	10	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(5.0)	—	17.1	
8	11	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(6.2)	—	11.8	
8	12	SX2141	HH21		土師器	坏	—	(5.0)	—	14.5	
8	13	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(5.3)	—	11.0	
8	14	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(5.0)	—	10.2	
8	15	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(4.0)	—	5.0	
8	16	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(4.8)	—	3.7	
8	17	SX2141	HG21		土師器	坏	—	(6.4)	—	4.4	
8	18	SX2141	HH21		土師器	坏	(15.0)	—	—	18.4	漆付着
8	19	SX2141	HH29		墨書 土師器	坏	—	—	—	3.8	外側墨痕
8	20	SX2141	HG21		鉄滓		—	—	—	26.1	
9	1	SD2154	HG29 1層・2層		須恵器	坏	—	5.0	—	35.4	
9	2	SD2154	HH21 To-a F		墨書 須恵器	坏	(16.0)	—	—	2.8	「□」
9	3	SD2154	HH21		須恵器	甕	—	—	—	16.6	
9	4	SD2154	HG29 RP1		土師器	坏	13.8	5.5	6.0	106.1	
9	5	SD2154	HH21		土師器	坏	(12.4)	4.7	4.8	75.9	
9	6	SD2154	HH21		土師器	坏	(12.0)	—	—	15.4	
9	7	SD2154	HH21 To-a F		土師器	坏	—	(6.2)	—	35.5	
9	8	SD2154	HH21		土師器	坏	—	(6.0)	—	10.5	
9	9	SD2154	HH21		土師器	坏	—	(5.6)	—	12.7	
9	10	SD2154	HH21		土師器	坏	—	5.2	—	10.7	底部調整あり
9	11	SD2154	HH21		土師器	坏	—	(5.6)	—	10.8	
9	12	SD2154	HH21 To-a F		土師器	坏	—	(5.6)	—	9.5	
9	13	SD2154	HH21		土師器	坏	—	(5.2)	—	4.0	
9	14	SD2154	HH33 5層		内黒土師器	坏	—	5.7	—	40.0	
9	15	SD2154	HH21		内黒土師器	坏	(13.6)	—	—	9.0	
9	16	SD2154	HH21		墨書 土師器	坏	(11.4)	—	—	3.6	「□」
9	17	SD2154	HH25		土師器	甕	—	(8.4)	—	47.5	
9	18	SD2154	HH44 1層		木製品					17.2	
9	19	SD2154	HG29 3層		木製品					17.0	
9	20	SD2154	HH33 5層		木製品					18.4	
9	21	SD2154	HH44 1層		木製品					3.2	
10	1	遺構外	HH21		土師器	坏	—	(6.5)	—	28.3	旧SD2154B
10	2	遺構外	HH21		土師器	坏	—	5.2	—	33.6	旧SD2154B
10	3	遺構外	HH21		土師器	坏	—	(5.0)	—	16.0	旧SD2154B
10	4	遺構外	HH21		土師器	坏	—	5.0	—	6.6	旧SD2154B
10	5	遺構外	HH21		土師器	坏	—	(6.0)	—	3.6	旧SD2154B
10	6	遺構外	HH21	排土	黒色土器	坏	(17.2)	—	—	24.0	旧SD2154B
10	7	遺構外	HH21		土師器	甕	—	(7.0)	—	15.2	旧SD2154B
10	8	遺構外	HH21 I層		須恵器	甕	—	—	—	15.1	
10	9	遺構外	HD26 I層		土師器	坏	—	(6.4)	—	12.9	
10	10	遺構外	HH21 II層		須恵器	坏	—	5.2	—	5.4	
10	11	遺構外	HH26 II層		土師器	坏	—	(6.8)	—	23.8	
10	12	遺構外	HD26 III層		土師器	坏	—	—	—	4.0	漆付着
10	13	遺構外	HE26 III層		土師器	坏	—	—	—	1.8	漆付着
10	14	遺構外	H144 III層		土師器	皿	(13.2)	(6.4)	(2.6)	22.7	
10	15	遺構外	GT26 III層		土師器	甕	(13.2)	—	—	8.2	
10	16	遺構外	HC26 IV層		土師器	坏	—	(4.6)	—	9.3	
10	17	遺構外	HD26 IV層		土師器	坏	—	(4.6)	—	3.8	
10	18	遺構外	HE26 IV層		土師器	坏	—	(6.2)	—	8.3	漆付着
10	19	遺構外	HC26 IV層		土師器	坏	—	—	—	2.8	漆付着
10	20	遺構外	HC26 IV層		土師器	坏	(11.2)	—	—	2.7	灯明皿、油煙付着
10	21	遺構外	HB26 IV層		土師器	坏	—	—	—	1.0	灯明皿、油煙付着
11	1	遺構外	HD26 IV層		土師器	甕	(18.2)	—	—	117.3	
11	2	遺構外	HC26 IV層		土師器	甕	—	(9.4)	—	17.1	
11	3	遺構外	HC26 IV層		土師器	甕	(16.2)	—	—	7.7	
11	4	遺構外	HC26 V層		須恵器	坏	(13.2)	—	—	9.3	
11	5	遺構外	GT26 V層		須恵器	坏	—	8.4	—	10.1	
11	6	遺構外	HC26 V層		須恵器	甕	(14.6)	—	—	4.3	
11	7	遺構外	HA26 V層		土師器	坏	—	5.3	—	39.5	
11	8	遺構外	HD26 V層		土師器	坏	—	7.4	—	15.6	
11	9	遺構外	HB26 V層		土師器	坏	—	(5.0)	—	11.4	
11	10	遺構外	HC26 V層		土師器	坏	—	(6.4)	—	10.9	
11	11	遺構外	GT26 V層		土師器	坏	—	(6.2)	—	8.6	
11	12	遺構外	HA26 V層		土師器	坏	(12.0)	—	—	5.3	漆付着
11	13	遺構外	HA26 V層		土師器	甕	—	(6.8)	—	17.6	
11	14	遺構外	HD33 VI層	HD33 VII層	須恵器	台付坏	12.0	6.0	2.9	86.3	
11	15	遺構外	HC26 VI層		須恵器	坏	(14.6)	—	—	10.7	
11	16	遺構外	HA26 VI層		土師器	坏	(11.4)	—	—	12.6	
11	17	遺構外	HG33 VII層	HH33 VII層	須恵器	坏	(14.0)	—	—	40.4	第151次 第22図-14と同一個体
11	18	遺構外	HG33 VII層		須恵器	坏	(15.2)	—	—	5.9	
11	19	遺構外	HE33 VII層		土師器	坏	—	5.0	—	14.6	
11	20	遺構外	HG33 VII層		土師器	坏	—	(7.2)	—	5.8	
12	1	遺構外	HD33 VII層		木製品					4.4	
12	2	遺構外	HH26 IX層		須恵器	坏	(12.8)	—	—	7.4	
12	3	遺構外	HH26 IX層		土師器	坏	—	5.0	—	45.0	
12	4	遺構外	HH26 IX層		土師器	台付坏	—	(6.4)	—	3.2	
12	5	遺構外	HH26 IX層		木製品					156.9	
12	6	遺構外	HA20 排土		須恵器	台付坏	—	5.6	—	49.1	
12	7	遺構外	HC26		内黒土師器	坏	—	(6.4)	—	10.4	
12	8	遺構外	排土		須恵器	坏	(12.2)	(5.6)	3.4	14.9	
12	9	遺構外	排土		須恵器	甕	(11.8)	—	—	6.7	
12	10	遺構外	排土		内黒土師器	坏	—	—	—	6.6	
12	11	遺構外	HG44 III層		石器	鎌				1.9	
12	12	遺構外	HJ40 III層		石器					28.6	
12	13	遺構外	H144 III層		石器					64.9	

### 第3節 小結

第152次調査では、大路地区に復原されている外郭南門南西建物の西側低地における遺構分布状況を確認することを目的とし、前述した3つの課題を設定した。特に、盛土整地層と自然堆積層の通時的・共時的関係を把握するため、遺構の検出されていないG T 26グリッド南東隅に一辺50cmの深掘りを行い、既調査トレンチの土層断面情報と総合化し、当該地区の基本土層を確定した上で（課題①参照）、盛土整地の範囲の把握に努めた。その結果、次のことが明らかとなった。

課題①について、前述の通り基本層序を確定した。とくに、第150次調査以降、整地面と旧地表土の間に堆積した厚さ20～30cmの白色粘土層の解釈を巡って人為堆積（盛土）とするか、自然堆積とするかで大路地区西側沖積地の解釈が全く変わるため、解決することが求められていた。第151次調査では層相の観察から人為堆積と暫定的に判断したが、今次調査でより広い範囲にわたり地層を観察・対比した結果、標高の低いどの地点でもほぼ均質の厚さで堆積しており、遺物や地山粘土ブロックの包含、硬化等が見られないことから、河川氾濫に伴う自然堆積と見解を修正した。

課題②については、整地層の上に自然堆積層（第V層）が覆う境界がH F 26グリッドの平面と土層断面で確認され、盛土縁辺におけるしがらみ等による土留めの痕跡は検出されなかった。29～33列では、S D 2154以北に築地塀ブロックを含む整地層が確認されるのに対して、同以南では盛土整地層は検出されず、自然堆積層（第IV～V層）が確認された。このS D 2154以北の盛土整地は非常に硬化していることは第139次調査でも指摘されているところであり、築地塀の管理用道路の可能性を指摘していたが、今次調査の結果、同溝と築地塀の間を走る通路としての機能を改めて推定しておく。また、本調査区で確認された盛土整地の上面には十和田 a 火山灰がレンズ状・パッチ状に所々で堆積していることが確認された。

また、第149～151次調査では整地層上面でS D 2154、土器焼成遺構、鍛冶炉群が、整地層下で溝跡や掘立柱建物跡と推定される柱穴様ピットが検出されている。今次調査では、H D 26グリッド第V層上面で焼土遺構1基、H G・H H 21グリッド第VII層上面で直径約20cm×深さ約20cmの柱穴様ピット4基が検出された。前者は整地後の氾濫堆積層上面、後者は整地前の旧表土上面であることから、当該地区には多くて5面の遺構構築面のあることが判明した（第5章参照）。

課題③について、S D 2154は第150次調査までに16～26列で確認されていた。第148次調査における南大路東側のS D 2001が旧流路に接続していた状況を鑑み、当該地区でも同様の状況を予測しつつ、29列以西にトレンチを複数設定し、S D 2154の開口部を確認する調査を行った。その結果、S D 2154の開口部は検出されず、今次の調査範囲西端に設定した44列のトレンチまでこれまでと同様の規模（開口部幅約4m、深さ約0.6m）を保ちながら伸びていることが確認された。これまでに推定してきたようにS D 2154が排水溝であるとすれば、標高の低い南西方向へ伸びて旧河川と合流すると予測される。しかし今回のトレンチ調査から、S D 2154は外郭の築地・板塀跡に沿うように緩やかな弧を描きながら北西方向へ走っていると推定された。

以上のことから、第152次調査の成果をとりまとめるとともに今後の課題を挙げる。

成果としては第一に、外郭南門の南西に広がる沖積地の基本土層を確定し、古代の遺構確認面が第VII層上面、盛土整地上面（十和田 a 火山灰降灰前）、同（同降灰後）、第V層上面と複数面あることが確認された。S X 2141の南限を一部で確認し、基本土層との関係を明らかにした。

S X2141については、その上面に十和田 a 火山灰の一次堆積が認められることから、10世紀初頭、西暦915年以前に行われた盛土整地地業と考えられた。26列のHE以南では第VI層上面で十和田 a 火山灰が断続的に確認され、整地層上面と第VI層上面が同一時期の生活面を形成していたことが明らかとなった。この盛土整地の南側に張り出す末端部では土留めなどの痕跡は確認されなかった。

S D2154については当該年度調査区では西端は検出されず、さらに西側へ延伸することが明らかとなった。また、推定プランや位置の検討から、S D2154は排水目的の溝というよりも、築地塀・板塀とともに外郭を構成する区画施設の一つであった可能性が出てきた。

残された課題として、長森丘陵南西側の沖積地におけるS X2141および各遺構確認面の平面的な広がりをも明らかにすること、S X2141の盛土整地面上での遺構や活動痕跡を把握し、その性格を明らかにすること、S D2154が西側へどのように伸びるのかを把握し、その性格を明らかにすることが挙げられる。

この他、今年度は、第151次調査で出土した第7号漆紙文書の再検討を行った。詳細は本書附編で報告してあるが、今次調査で基本層序が確定したこととあわせて、その出土層位について現地等で検討する必要がある。この点については検討次第、改めて報告する。

## 第4章 関連遺跡の調査

### 第1節 調査に至る経過

平成26年度に始まる第9次5年計画では、払田柵跡内の調査に加え、「払田柵跡関連遺跡の試掘調査等」も実施することを掲げている（第2章参照）。これは第7次5年計画（平成16～20年度）において初めて、「払田柵跡関連遺跡の現況調査」として明文化したもので、関連遺跡とは、払田柵跡の実体解明には欠くことのできない「雄勝城」をはじめ、附属寺院・官衙・集落・生産施設・墓地などである。

具体的な調査としては平成17年度の実地踏査に始まり、雄勝郡・旧平鹿郡のうち羽後町と横手市雄物川町を対象とした。この地区には、雄勝城が造営された8世紀代の古墳・須恵器窯跡・集落跡が集中しており、平成17年度に雄物川町末館地区、平成18年度には羽後町上鴨巣地区及び雄物川町内山・矢神・造山地区周辺の踏査を実施した。そして平成19年度には雄物川町造山地区を対象とし、初めて試掘調査を実施した。調査の結果、造山字十足馬場地内から新たに8世紀後半代の集落跡を発見し、十足馬場南遺跡として新規登録・周知し、『払田柵跡調査事務所年報2007』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成20年度は、正報告書『払田柵跡Ⅲー長森地区ー』刊行を控えていたことから、試掘調査は行わず踏査と資料・情報収集を予定していた。ところが、横手市雄物川町におけるほ場整備事業に係り、市教委が立ち会い調査を実施した町屋敷遺跡において、規模の大きな総柱の掘立柱建物跡が検出された。この件について、横手市教育委員会及び県教育庁生涯学習課文化財保護室から調査協力の要請を受け、急遽、関連遺跡の調査として同遺跡の内容確認調査を実施することになった。その調査結果は、『払田柵跡調査事務所年報2008』に「関連遺跡の内容確認調査ー町屋敷遺跡」として報告した。

平成21年度は、再び横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。調査の結果、造山字造山地内から竪穴部の外側にカマド燃焼部を持つ竪穴建物跡を検出し、8世紀後半代の集落跡を確認した。成果は『払田柵跡調査事務所年報2009』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。また事務所による試掘調査がきっかけとなり、地元「造山の歴史を語る会」が結成された。

平成23年度は、過去2回にわたる台地中央部の調査成果を受け、円面・二面硯を出土した東槻遺跡、丸・平瓦を出土した十三塚遺跡など官衙との関連が想定される台地東側に対し、蝦夷塚古墳群や町屋敷遺跡も近く雄物川を臨む台地西側における当該期の遺跡の有無を調査することを目的とした。調査の結果、江戸時代の集落跡及び平安時代の散布地を発見し、造山Ⅲ遺跡として新規登録・周知し、『払田柵跡調査事務所年報2011』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成24年度は、引き続き台地西側を対象としたが、より雄物川に近い台地西端部を調査することを目的とした。調査の結果、縄文早～前期の陥し穴のほか、8世紀末葉頃の竪穴建物跡を検出し、台地西端部に奈良時代末～平安時代初めの集落を発見し、蝦夷塚北遺跡として新規登録・周知し、『払田柵跡調査事務所年報2012』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成25年度は、前年度新発見した蝦夷塚北遺跡南側の調査を実施し、遺跡範囲の見直しを行い、『払

田柵跡調査事務所年報2013』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成26・27年度は、蝦夷塚北遺跡西側の調査を実施した。調査の結果、8世紀末葉～9世紀前半代の竪穴建物跡、並びに柱穴列を検出して遺跡範囲の見直しを行い、『払田柵跡調査事務所年報2014』・『払田柵跡調査事務所年報2015』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」としてそれぞれ報告した。

平成28年度は、空中写真によって方70m程の方形地割りが見える栗林遺跡隣接地を調査し、『払田柵跡調査事務所年報2016』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成29年度は、発掘調査を休止して造山地区の踏査を行い、土地利用状況図を作成すると共に今後の調査地点の選定を行った。

今年度は、地域の方々の情報を収集するとともに来年度以降の試掘調査地点を選定するための踏査を行った。調査にあたって、地元町内会及び造山の歴史を語る会、秋田県文化財保護協会雄物川支部から全面的な協力を得た。

調査期間	平成30年10月25日、11月5・8日		
調査担当者	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所	所長	高橋 学
		副主幹（兼）班長	吉川耕太郎
		文化財主事	安田 創
調査協力者	土地所有者、造山町内会、造山の歴史を語る会、雄物川町文化財保護協会 横手市教育委員会文化財保護課、横手市雄物川地域局		

## 第2節 調査の概要

今年度は踏査に先立って、造山の歴史を語る会の案内のもと、造山地区の範囲の把握及び過年度分の調査地の地形の確認を行った。平成27年度まで実施した調査地A～L地区は、造山地区北・西を重点的に、平成28年度は南側の栗林遺跡隣接地で調査を行った。今後東側と南側を調査地点として選定することを考えて、県立雄物川高校の西側と東側を重点的に踏査した。

## 第3節 小結

踏査の結果、複数地点で土師器、須恵器、鉄滓の分布を確認した。とくに雄物川高校の東側に広がる段丘面は、河川を挟んで円面硯・風字硯が発見された東槻地区があり、遺物の分布状況からも遺跡になり得ると判断した。

## 第5章 第9次5年計画の総括

### 第1節 第9次5年計画の概要と実績

平成26年度を初年度とした第9次5年計画は次の基本計画による。詳細は第2章第1節を参照されたい。

(1) 払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

- ①外柵地区（沖積地・微高地部）の調査
- ②真山地区の調査

(2) 払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集

基本計画に基づき、各年度において実施した調査実績は次のとおりである。

調査回数	調査地区・内容	調査面積	調査期間
第148次	長森丘陵南側沖積地大路地区の遺構内容確認調査	126㎡	平成26年6月2日～8月15日
第149次	長森丘陵南側沖積地大路地区の遺構内容確認調査	191㎡	平成27年6月8日～8月7日
第150次	長森丘陵南側沖積地大路地区の遺構内容確認調査	193㎡	平成28年6月13日～8月10日
第151次	長森丘陵南側沖積地大路地区の遺構内容確認調査	189㎡	平成29年6月5日～8月23日
第152次	長森丘陵南側沖積地大路地区の遺構内容確認調査	168㎡	平成30年6月4日～8月31日
合計		866㎡	

上記の866㎡は第9次計画に基づく国庫補助事業として調査をした。調査手法は、平成12年度（第6次5年計画の2年次）からトレンチ調査を基本とし、遺構の広がり等の状況に応じて拡張を行うこととしている。

### 第2節 調査の成果と課題

大路地区は南大路を挟んで東側と西側に分けられる。東側は外郭南門東建物跡の南側に広がる沖積地、西側は外郭南門南西建物跡の西側に広がる沖積地を対象とした。従来、湿地帯と考えられていたが、調査の結果、長森丘陵裾部の末端が南側に張り出し、そこから平坦面を作り出すように盛土整地地業がなされていることが明らかとなった。

#### 1 大路地区東側沖積地

##### (1) 第148次調査

当該地区は第74・83・93・94・142・144・146次調査がこれまでに行われている。第94次調査で検出されたS B 1054A・B掘立柱建物跡は創建期に位置づけられ、現在、「大路東建物」として復元されている。この建物に後続する建物として第94・146次調査で、S B 1055・1058の2棟の全体が検出された。これらは築地崩壊後の9世紀後半代と推定された。第148次調査では、これらの建物跡の南側に広がるS X 2002盛土整地地業を一部掘り下げて、創建期以来の地表面を検出・精査した。その結果、創建期地表面に複数の柱穴が検出されたほか、盛土整地の前作業として排水溝S D 2143・2153を設け、湧水を滲出・排水しながら造成を進めたことが確認された。また、これまでの調査により10世紀初頭の地業と推定されたS X 2002

と同時期の構築と考えられるSD2001溝跡は、第146次調査において東側を流れる小河道に開口することが確認されているが、第148次で南岸に板塀と推定される柱穴列が検出された。

## 2 大路地区西側沖積地

### (1) 第148次調査

第148次調査以降、外郭南門南西建物の背後となる長森丘陵裾部微高地及び沖積地を対象として新たに調査を進めた。第148次調査では水田耕作土直下にSX2141盛土整地地業が広く確認され、長森丘陵裾部との境である地形転換点付近にSD2154溝跡が検出された。このことにより、南大路東側沖積地と同様の状況が展開していたことが確認された。SD2154の覆土下位に十和田a火山灰を含むことから10世紀初頭の構築と考えられる。SX2141盛土整地地面上からはHG16～18グリッド付近で鉄滓や鍛造剥片、鍛冶炉と推定される還元面と焼土の広がり複数確認された。東方官衙域同様に複数の施設の存在が予測された。

### (2) 第149次調査

SX2141が調査区南西部を除く広範な範囲に及ぶことが確認された。基盤となるV層上面の標高を精査した結果、GR列付近を中心に凹地(小河道?)が存在し、SX2141盛土整地地業により平場となるように補正されたと考えられた。また、GS19グリッドの造成面上及びGN～GO19グリッドの旧地表面上から、十和田a火山灰がブロック状に散布する状況が確認されたため、SX2141は10世紀初頭に係る造成と推定された。

SD2154は、SX2141が本遺構の南岸から一定の厚さを有して造成されていることから、南大路東側調査区におけるSD2002と同様、丘陵裾部からの湧水を滲出させて排水するための機能が想定された。SX2141を掘り込んでおり工程上の新旧関係は確認できるものの、排水目的の溝とすれば、十和田a火山灰降灰前の同時期に構築された可能性が高いと考えられた。また覆土中の十和田a火山灰層の上位からは、南側から流入堆積した多量の炭化物及び鉄滓を含む焼土層が認められた。第148次調査において本遺構に南接して鍛冶炉群が検出されていることから、この操業に伴って掻き出され、溝に排土された人為堆積層と捉えられた。よって、鍛冶炉群の操業下限が火山灰降灰以降となることも明らかとなった。

この鍛冶炉群近くのSD2154北側で、払田柵跡で初めてとなる土器焼成遺構SK2156が検出された。本遺構の上面を十和田a火山灰ブロックが面的に分布していることから、火山灰降灰以前の操業と考えられた。また、HB～HC19グリッドでSX2141造成前のSK2158土坑が多く出土したことから、盛土造成前から当地での活動があったことが明らかとなった。

### (3) 第150次調査

SX2141の範囲と造成面上の遺構分布の把握、及びSD2154末端の確認を目的に調査を行った。SX2141とSD2154の末端部はともに確認できなかった。SX2141造成前のSN2160焼土遺構、SKP2159・2162柱穴様ピットが検出された。SN2160は覆土第5層(炭化物層)の<sup>14</sup>C放射性炭素年代測定の結果、769-887cal ADの値が得られ、出土土器の検討とあわせて9世紀第4四半期の帰属と考えられた。

### (4) 第151次調査

SX2141造成前の地層からSB2168掘立柱建物跡、SA2171柱穴列、その他溝跡が検出された。第149次調査で検出されたSK2158はSB2168の柱穴p2が1回建て替えられ、それが埋められる途中で行われた儀礼祭祀の痕跡であることが分かった。SD2166は内側に側板があり杭でおさえられた構造を一部に残す溝跡で南北軸に沿ってGT22グリッド以北に延びて検出された。

また、S X2141を掘り下げている過程で、HD21グリッドにおいて第7号漆紙文書が出土した。出土文字資料として初めてとなる「秋田城」や国司四等官である「大目岡本」などの文字が確認された。内容から兵糧に関わる文書の下書きであると推測された。

#### (5) 第152次調査

第149次調査以来の課題となっているS X2141の範囲及び層位的関係について、HF26グリッドで整地層の上に自然堆積層（第Ⅴ層）が覆う境界を、平面と土層断面で確認した。29～33列では、SD2154以北に築地塀ブロックを含む整地層が確認されるのに対して、同以南では盛土整地層は検出されず、自然堆積層（第Ⅳ～Ⅴ層）および旧河川の流路（十和田a火山灰降灰期）と推定される地層が確認された。

第139次でも検出されていたSD2154以北の盛土整地S X1999は非常に硬化しており、上面に十和田a火山灰の堆積が検出されている。第139次調査の時点では築地塀の管理用通路としての機能を推定したが、今次調査の結果、SD2154と築地塀の間を走る通路として機能したと改めて推定しておきたい。

SD2154は西側の開口部が検出されず、44列のトレンチまで伸びていることが確認された。外郭の築地塀跡・板塀跡に沿うように緩やかな弧を描きながら、今次調査区よりもさらに西側へ延伸していることが推定されることからSD2154は築地・板塀とともに外郭を区画する施設の一つである可能性が新たに出てきた。

第149～151次調査では整地層上面（十和田a火山灰降灰前）でSD2154大溝と土器焼成遺構、整地層上面（十和田a火山灰降灰後）で鍛冶炉群が、整地層の下位層（今次調査の第Ⅵ・Ⅶ層相当層か）で溝跡や掘立柱建物跡と推定される柱穴様ピットが検出されている。第152次調査では、HD26グリッド第Ⅴ層上面で焼土遺構、HG・HH21グリッド第Ⅶ層上面で柱穴様ピットが検出された。前者は整地後の氾濫堆積層上面、後者は整地前の旧表土上面であることから、当該地区には5面にわたる遺構構築面のあることが判明した。

以上の当事務所で実施した調査以外に、当事務所立ち会いのもと、大仙市教育委員会・美郷町教育委員会による現状変更に伴う調査が複数実施された。このうち、平成26年度、個人農地への暗渠排水工事に係る大仙市教育委員会の立会調査では、第11次調査で外柵が確認された位置及び外柵西門北側における外柵位置が新たに確認された。同年、個人住宅の改築工事に伴う調査が外柵南西で大仙市教育委員会により実施され、外柵材木塀角材列およびその内側に2条の溝跡が検出された。平成28年度、簡易水道整備事業に係り真山と長森丘陵の間を走る市道約300mの区間（払田字森合・真山・館前地内）の調査を大仙市教育委員会が実施した（大仙市教育委員会2017『市内遺跡確認調査報告書 払田柵跡発掘調査報告書』大仙市文化財調査報告書第25集）。調査面積は22.5㎡と小規模であったが、外郭西門の南側道路部分で築地塀の土層断面を確認することができ、真山丘陵との境界域における主要遺構の遺存状況について大きな成果が得られた。

### 3 関連遺跡の調査成果

第9次5年計画では、払田柵跡内の調査に加え、「払田柵跡関連遺跡の試掘調査等」も実施することを掲げている。これは第7次5年計画（平成16～20年度）において初めて「払田柵跡関連遺跡の現況調査」として組み込まれたものであり、平成19年度より実施している。

今次計画は平成19年度以来継続している横手市雄物川町造山地区において踏査及び試掘調査を実施した。平成26・27年度は、前年度に引き続き蝦夷塚北遺跡の試掘調査を行い、8世紀後半～9世紀前半の竪穴建

物跡が3棟検出され、南側に近接する蝦夷塚古墳群と同時期の集落跡であることが追認された。

平成28年度は、空中写真によって方70mの方形地割りが見える栗林遺跡隣接地を選定し、試掘調査を実施した。調査地は十三塚遺跡や栗林製鉄遺跡と蝦夷塚古墳群の中間にある。調査の結果、近世以前と推測される溝跡が3条検出された。

平成29・30年度は、造山地区の踏査を行い、土地利用状況図を作成するとともに今後の調査地点の選定を行った。

関連遺跡の調査にあたっては、横手市教育委員会を始め、雄物川町文化財保護協会、地元町内会及び調査を契機に結成された「造山の歴史を語る会」からも全面的な協力を得て進められており、地域住民の見学が絶えない、いわば公開調査のような形で行われている。

### 第3節 総括と課題（第13・14図）

第8次5年計画の第142・144・146次調査において、外郭南門の東方官衙域が9世紀代～10世紀初頭にかけて盛土整地により広場が造成された、蝦夷への饗給エリアだったことが推測された。9世紀前半代のS B1054（第94次調査）から9世紀中葉の築地塀改修後にS B1055（第94次調査）・1058（第94・146次調査）の2棟1対に変遷し、それとともに広場も南大路に接する西側へ移ったと推察された。さらに10世紀には広場はそのままに南西官衙域のS B1060（第93・94次調査）へと建物が移されたと考えられた。このように外郭線の外側の官衙域における場の機能がより明らかとなってきた。

第9次5年計画では、第8次5年計画の成果を受けて、南西官衙域の西側に広がる沖積へと調査対象を移し、長森丘陵南側低地の場の使われ方について、さらに明らかにすることを目的とした。結果、東方官衙域と同様に丘陵裾部から南西方向へ平場を造成する目的で盛土整地されており、その北縁で大溝が東西に走ることが確認された。十和田a火山灰の検出層準や出土遺物から盛土整地地業は東方官衙域の盛土整地同様、10世紀初頭の火山灰降灰前であると推定された。

整地面上では土器焼成や鍛冶といった工房的活動を示す遺構群が火山灰降灰前後の調査区北東側で検出された。また、盛土整地前には掘立柱建物跡や柱穴列が確認され、詳細は明らかではないものの、場の利用に変遷のあったことが確認された。

以上の所見をまとめて、これまでの大路地区北半の遺構と場の使われ方の変遷を現段階で描出すると次のようになる（第15図・第5表）。

9世紀初頭：外郭南門東側に南庇のS B1054が建てられる。「調米」木簡や「厨」墨書土器が出土していることから蝦夷への饗給などが建物南側の平場で行われたと推測される。

9世紀後半代：築地塀崩壊後、その崩落土を避けるように外郭南門南東建物が南へ移動するとともにS B1055・1058の二棟一対のL字状配置となる。饗宴などの広場を前代同様に建物の南側とするため、建物の西側、長森丘陵南端裾部にあたる微高地上に移されたものと推測される。S B1058の東側にはカマドの可能性のある遺構が整地下で検出されているが（第148次調査）、これは饗給等に伴う厨房的な作業が建物の裏手で行われていたものと推測できる。また一方で、南大路西側の沖積地でも造成前に建物S B2168が建てられ、その西側には仏鉢形土師器が出土した焼土遺構S N2160が検出されている。

10世紀初頭（十和田 a 火山灰降灰前）：饗給・儀式等に関わる中心的建物が大路西側へ移り（外郭南門南西建物 S B1060）、大路両側の広場を南へ拡張するための盛土造成が行われ、饗宴などの広場として前代の場が引き継がれる。この時、南大路両側の整地面北縁に大溝の掘削がなされる。南西建物の後背地（バックヤード）にあたる整地上では、土器の焼成が行われる。これは饗宴や儀式にともなう象徴的な意味合いが想定される。

10世紀前半代（十和田 a 火山灰降灰後）：南西建物のバックヤードの整地面上で鍛冶作業が行われる。これは南西建物の改修に伴うものと考えられる。SD2154内にも火山灰は堆積するが浚渫などはなされない。

10世紀後半代：S X2002・2141、SD2001・2154は洪水由来の堆積層（第V～IV層）により覆われる。その上面に焼土遺構があることから何らかの行為が営まれていたことが分かる。南西建物は引き続き改修されながら10世紀後葉まで存続する。

以上のように、第9次5年計画による調査の結果、外郭南門の前面、南大路の東西に広がる沖積地は、創建期以降、10世紀後半まで継続的に利用されていたことが今次調査までに明らかとなった。とくに、従来、10世紀以降と推測されていた外郭南門南西官衙域以西の場の利用が、盛土整地のなされる以前の9世紀代まで遡ることが推測されるようになった点は特筆すべきである。また、その機能は時期によって再編されていったことも推測された。

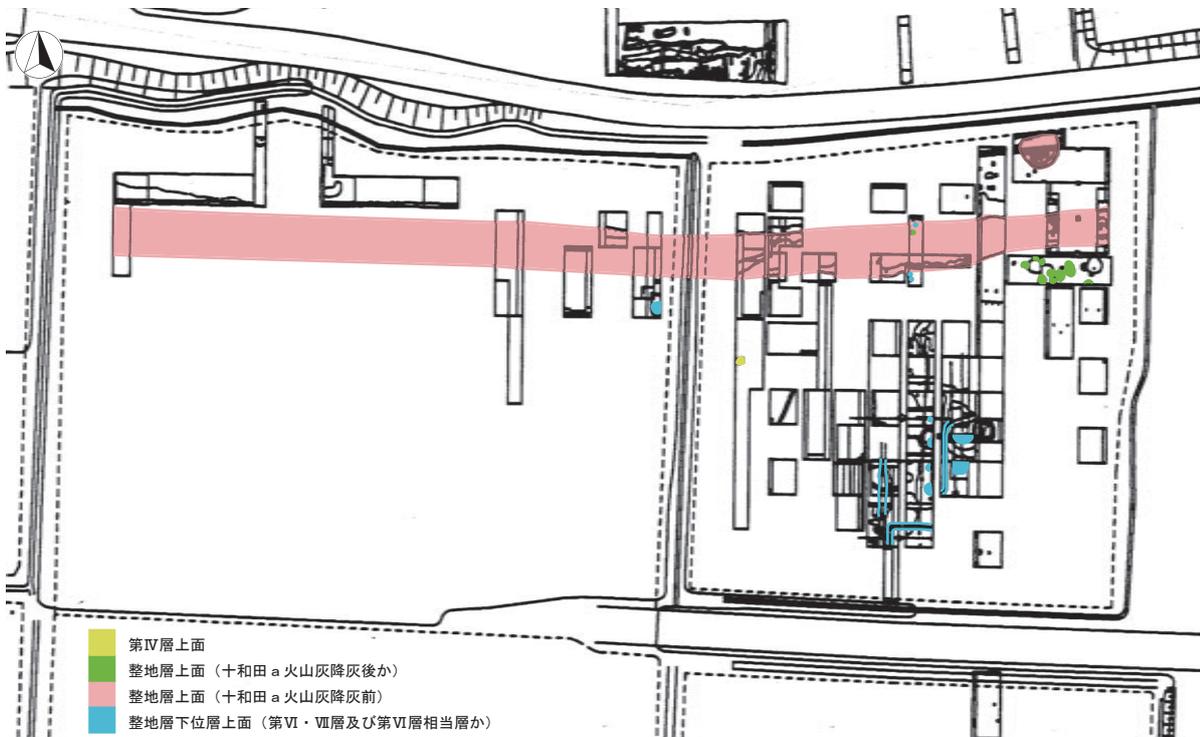
なかでも特記すべき遺構は、10世紀初頭のS X2141とSD2154である。このうち後者は、区画施設の可能性を持っており、今後の課題であることは前述の通りである。とくに区画施設だった場合、SD2154ならびに南大路東側のSD2001が南大路側へどのように延びているのかという点について、これまでの調査では明らかになっておらず、今後検討していかなければならない課題となる。ちなみに、SD2001・2154と同様の幅と深さを持つSD1145（第103・107次調査等）が長森丘陵の外郭北門の北側沖積地で、材木堀跡（S A1100）の外側に平行して検出されており、時期は外郭線A期（9世紀前半代）からD期（10世紀後半代）まで継続すると推測されている。この溝は長森丘陵北東側のS B1096付近から北へカーブし、材木堀や築地堀に沿う形となっていないことが分かっている。『払田柵跡Ⅱ』（秋田県教育委員会1999）では、SD2154は長森丘陵の北を流れる河川と連結して水を引き入れるための導水機能や外柵低地の排水機能、材木堀と一体となった防衛機能などが想定されている。またSD1145の西側では、SD1446が第121次調査で部分的に検出され、同一の溝跡である可能性が指摘されている。本溝跡もS A1100に並走している。外郭線南北で検出されたこうした溝跡の性格については、払田柵跡の構造を理解するために、今後明らかにしていくべき大きな課題である。

柵内で広大な面積を有する沖積地部の調査について、今次計画で総括できるまでには遠く至らず、第10次5年計画以降も継続し、計画的に取り組むことにより、その詳細な状況について把握していくことが重要である。また真山地区については、大部分が民有地であり、今次計画で具体的に調査を進めることができなかったため、第10次計画以降に繰り延べ、今後も機会を見ながら継続して取り組む必要がある。

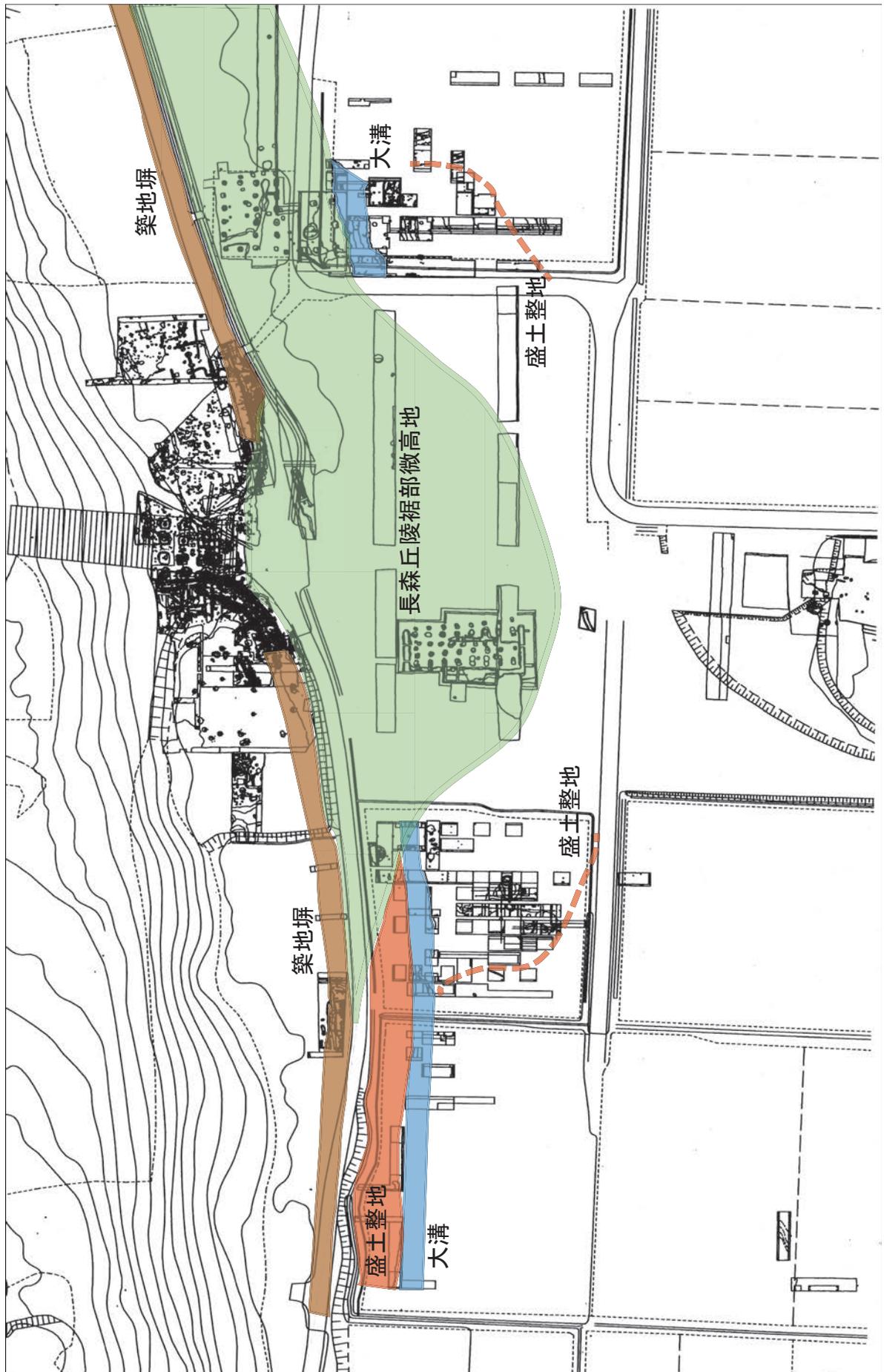
関連遺跡の調査については、今後も主に横手盆地内の古代遺跡について、地域における文化財保護に資するような形で地元教育委員会と協力して取り組み、県教育委員会設置唯一の学術調査機関として、協働しながら関わっていくことが必要である。

第5表 外郭南門南東・南西官衙域の遺構変遷想定図

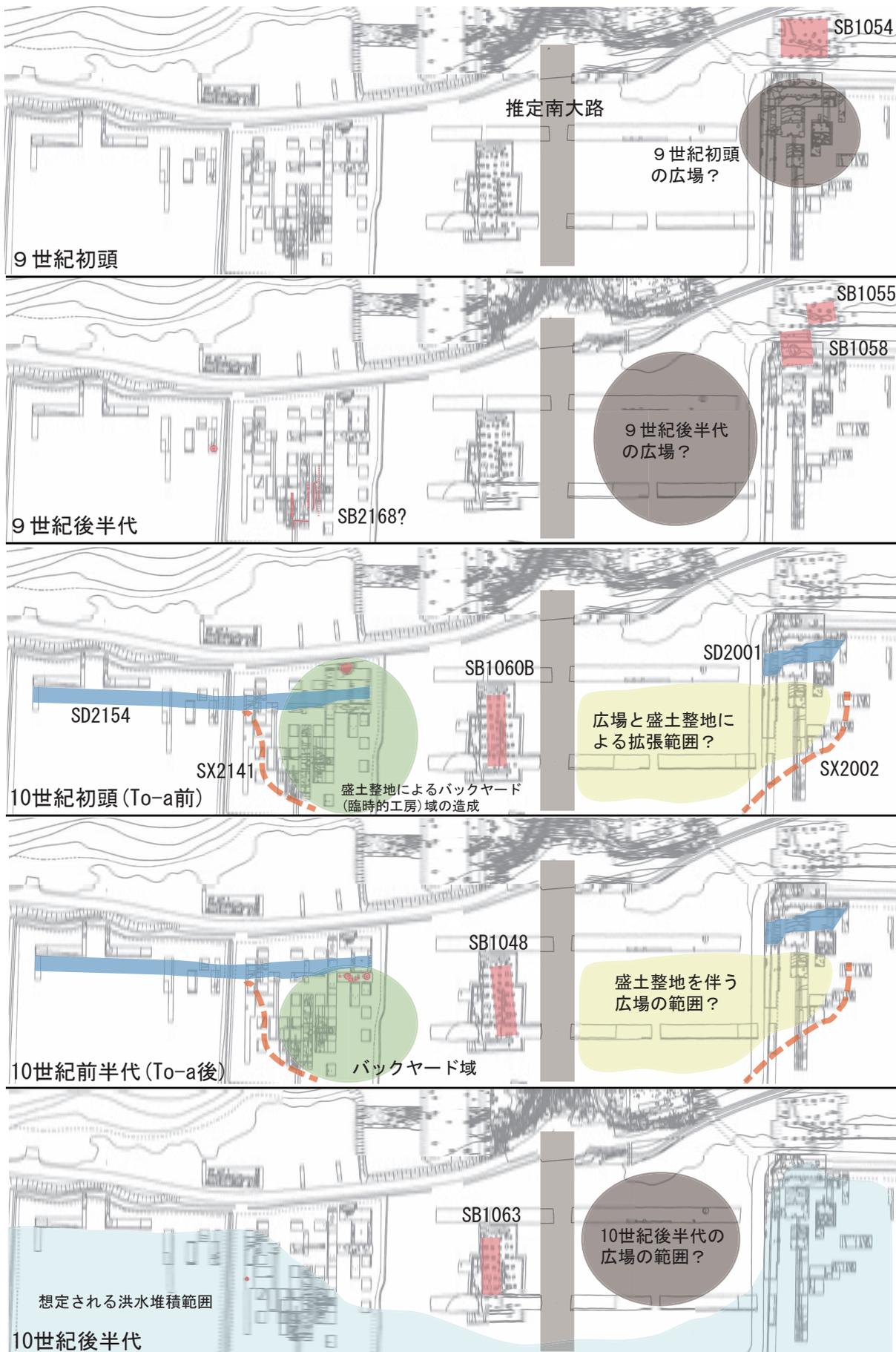
政庁 外郭線	I期 A期 9世紀初頭 第IX層 ~	II期 B期 9世紀後半代 第VII層~第VI層~	III期 C期 10世紀初頭 整地層	IV・V期 D期 10世紀後半代 第V・IV層
今次基本層序				
南側外郭線	築地塀	→ 材木塀	→	
外郭南門	南東官衙域 SB1054A・B	→ SB1055・1058 かまど状遺構?	SX2002 SD2001	→
	南西官衙域	SB2168 SKP・SD・SN	SB1060A SX2141 SD2154 SK2156	→ SB1060B~1063A・B SN2187
			鍛冶炉群 十和田a火山灰	



第13図 第9次5年計画外郭南門南西官衙域の遺構配置



第14図 第9次5年計画外郭南門南東・南西官衙域（着色部は検出遺構等を基にした推定範囲）



第15図 大路地区北半沖積地周辺の遺構と「場の利用」の変遷図

## 第6章 調査成果の普及と関連活動

調査成果の普及のために、次のような関連する活動を行った。吉川耕太郎・安田創が担当した。

### 1 諸団体主催行事への協力活動

発掘調査の現場や、政庁跡、外柵南門・大路周辺地域などにおいて、次の諸団体などの遺跡視察・研修・見学会に対し、払田柵跡の説明等を行った。

平成30年度「よみがえる平安の柵」払田柵再現事業（大仙市立高梨・横堀小学校、10月26日）

### 2 研修生・インターンシップ・職場体験生徒の受け入れ

発掘調査実習、遺物整理作業、見学実習などにおいて、次のとおり実施に協力した。

- |                         |     |                 |
|-------------------------|-----|-----------------|
| ① 博物館実習 日本大学文理学部史学科4年   | 1名  | 平成30年7月3日～13日   |
| ② 博物館実習 米沢女子短期大学日本史学科2年 | 2名  | 平成30年7月31日      |
| ③ 大曲工業高校生インターンシップ       | 4名  | 平成30年7月25日      |
| ④ 秋田大学教員免許状更新講習         | 17名 | 平成30年7月27日・8月3日 |

### 3 平成30年度払田柵跡環境整備審議会への出席

平成30年8月27日（於：大仙市仙北庁舎）

### 4 県内外市町村実施学術調査等への指導・協力

上捨遺跡（東成瀬村）平成30年8月21日

史跡檜山安東氏城館跡（能代市）平成30年4月23日、8月28日

館尻遺跡（横手市）平成30年9月13・14・27・28日

史跡金沢城跡（横手市）平成30年11月9・14日

### 5 普及事業

#### ① 払田柵跡調査事務所設立45年記念講演会『払田柵跡と秋田の古代世界』

第1回 平成30年6月17日（日）13:00～15:00 参加者101名

「わたしの古代史研究と払田柵」 新野直吉氏（秋田県立博物館名誉館長）

「律令国家地方行政機構のなかでみる払田柵跡」 渡部育子氏（秋田大学名誉教授）

第2回 平成30年10月20日（土）13:30～15:30 参加者124名

「出土文字から読み解く払田柵跡と秋田の古代」 三上喜孝氏（国立歴史民俗博物館教授）

第3回 平成30年11月18日（日）13:00～15:00 参加者56名

「文献史から見た蝦夷・隼人への国家対策」 熊谷明希氏（大仙市教育委員会）

「鎧ヶ崎城からみた中世への胎動」 亀井崇晃氏（美郷町役場）

「払田柵跡の調査研究の視座」 宇田川浩一（埋蔵文化財センター）

② 弘田柵跡で自然と歴史をしらべよう

第1回 平成30年7月21日(土) 9:30~12:00 講師 酒井浩氏(わくわく科学工房)  
参加者21名

第2回 平成30年8月8日(水) 9:30~12:00 参加者23名

③ 弘田柵跡サタデーカフェ

第1回 平成30年7月7日 14:00~15:00 講師 宇田川浩一(埋蔵文化財センター)  
参加者6名

第2回 平成30年9月1日 同 講師 熊谷明希氏(大仙市教育委員会) 参加者8名

第3回 平成30年10月13日 同 講師 蓮沼素子氏(大仙市アーカイブズ) 参加者7名

第4回 平成30年11月10日 同 講師 高橋学(弘田柵跡調査事務所) 参加者13名

④ 弘田柵跡 De スケッチ

平成30年10月8日(月・祝) 参加者6名

以上の事業は国庫補助金「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費」により秋田県埋蔵文化財センター主催のもと開催した。

6 現地説明会

平成30年7月21日(土)・8月8日(水) 参加者のべ31名

7 報告・発表

- ① 吉川耕太郎 秋田県文化財保護協会能代支部総会・研修会  
「石斧のある世界」  
平成30年5月26日 能代市保坂会館
- ② 高橋 学 後三年合戦みさとプロジェクト講演会  
「『荒川太郎』と美郷町～町域の景観はいつ形成されたのか～」  
平成30年6月28日 美郷町中央ふれあい館
- ③ 高橋 学 雄物川町文化財保護協会創立60周年記念講演会  
「『雄勝城』を求めて ―古代出羽国における雄物川町域の担った役割―」  
平成30年9月20日 雄物川町雄川荘
- ④ 吉川耕太郎 弘田柵跡関連遺跡調査報告会  
「弘田柵跡の新知見 ―弘田柵跡第152次調査の成果―」  
平成30年12月22日 横手市雄物川町造山公民館
- ⑤ 高橋 学 平成30年度国指定史跡鳥海柵跡シンポジウム  
「櫓と堀を考える ―原添下区域南東部の遺構群が語ること―」  
平成31年2月9日 岩手県金ケ崎町中央生涯教育センター
- ⑥ 吉川耕太郎 「弘田柵跡 ―平成30年度調査の概要―」(紙上報告)  
『第45回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』  
平成31年2月16日～17日 東松島市コミュニティセンター(宮城県東松島市)

- ⑦ 高橋 学 平成30年度後三年合戦シンポジウム  
「払田柵跡の区画施設の構造」  
平成31年2月23日 横手市ふれあいセンターかまくら館
- ⑧ 安田 創 平成30年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会  
「払田柵跡第152次調査の成果」  
平成31年3月9日 秋田県生涯学習センター
- ⑨ 高橋 学 平成30年度秋田城跡歴史資料館講演会  
「秋田城と払田柵 ー出羽国城柵の実像を求めてー」  
平成31年3月16日 秋田城跡歴史資料館
- ⑩ 高橋 学 平成30年度ボランティアガイドの会講演会  
「秋田城と払田柵 ー出羽国城柵の実像を求めてー」  
平成31年3月21日 秋田城跡歴史資料館

## 8 資料の貸出

## 【貸出資料】払田柵跡出土資料

- ・大仙市教育委員会

(大仙市払田柵総合案内所における常設展示遺物の入れ替え)

平成30年4月～ 大仙市払田柵総合案内所

- ・秋田県立博物館出張展示

(「後藤宙外—『文壇との交流』と『生涯』—」展における展示)

平成30年3月～6月 秋田県立図書館

## 9 史跡払田柵跡の現状変更

当事務所では、史跡の管理団体である大仙市及び大仙市教育委員会並びに美郷町教育委員会と協議・協力の上で、遺構と歴史的景観の保護に努めている。しかしながら、やむなく史跡内の現状を変更する場合には、申請者及び関係機関と遺跡保護のための協議を重ね、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査の実施に際し、適宜協力してあっている。

平成30年度の現状変更申請は、第152次調査を除くと4件であった。これらの対応については、発掘調査・立ち会いを大仙市教育委員会文化財保護課及び美郷町教育委員会生涯学習課が担当し、当事務所が適宜協力した。

No.	申請者	申請地	申請理由	申請年月日	許可年月日	対応立会日	備考
1	大仙市長	大仙市払田字真山	真山公園遊具撤去	H30.4.12	H30.4.12		
2	個人	大仙市払田字館前	畦畔除去・整地	H30.4.18	H30.6.15		
3	個人	大仙市払田字森合	畦畔除去・整地	H30.5.18	H30.7.20		
4	個人	大仙市払田字館前	畦畔除去・整地	H30.5.31	H30.7.20		
5	大仙市長	大仙市払田字真山	枯死樹木伐採	H30.10.1	H30.10.1		
6	個人	大仙市払田字館前	住宅アプローチ拡幅	H30.10.17	H30.12.10		

※対応・立会日は、平成30年2月末日までの状況



調査風景（北西→）



S D2154断面（北東→）



土師器坏出土状況（HG29第七層）



土師器甕出土状況（HD26第IV層）



SX2141境界断面（HF26 西→）



GT26西壁断面（東→）



S D2154断面 (44列 南東→)



柱穴様ピット (21列第Ⅶ層 北→)



第1回講演会の新野直吉氏



県立博物館での出張展示解説風景



第2回講演会の三上喜孝先生



第1回弘田柵跡で自然と歴史を  
しらべよう



弘田柵跡 de スケッチ

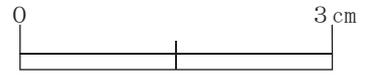
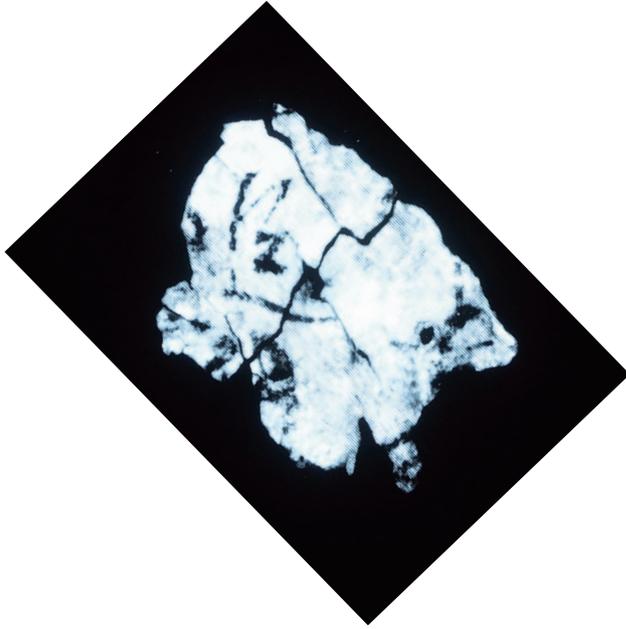


第4回弘田柵跡サタデーカフェ

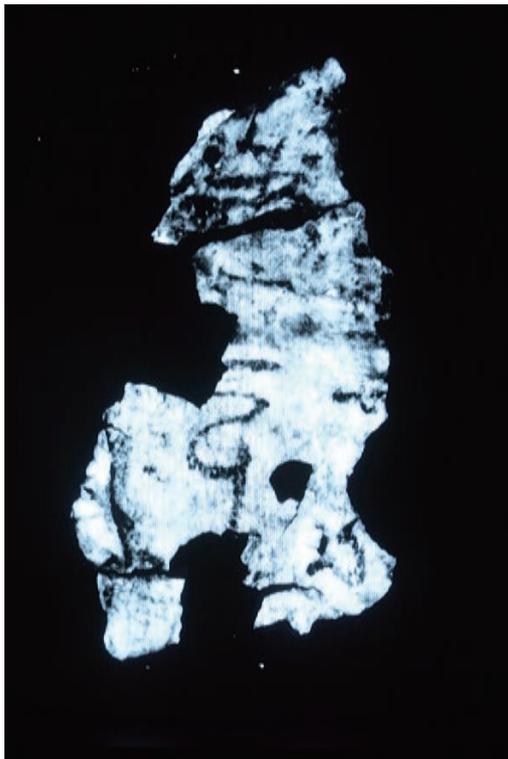
## 弘田柵跡調査事務所の沿革

年 月 事 項
昭和 49. 4 「秋田県弘田柵跡調査事務所」を仙北町公民館（高梨字田茂木）内に設置。 第1次5年計画調査を開始。
49. 8 調査・研究の適正な実施を図るため、顧問2名を委嘱して指導体制を確立。顧問には秋田大学教授・新野直吉氏（～調査指導委員として現在に至る）と多賀城跡調査研究所長・岡田茂弘氏に委嘱。
50. 6 岡田茂弘氏の文化庁転出に伴い、多賀城跡調査研究所長の氏家和典氏に顧問を委嘱。（～昭和52年度）
50.10 第7次調査区（外柵南門跡北側）で「嘉祥二年」銘の木簡出土。
52. 5 第12次調査区で政庁正殿跡を検出。
54. 4 事務所を史跡内の弘田字館前100番地にある独立した建物内に移設。第2次5年計画調査を開始。
55. 3 第6回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。
56.10 秋田県埋蔵文化財センター開設に伴い、事務所も同所内に移転、現在に至る。
57. 8 常陸宮殿下・同妃殿下 政庁跡を御視察される。
57.11 ホイド清水（第49次調査区S E 550）から「絵馬」や第16号木簡など出土。
58. 6 国立歴史民俗博物館教授岡田茂弘氏に再び顧問を委嘱する（～調査指導委員として現在に至る）。
59. 4 第3次5年計画調査を開始。
59. 5 第55次調査区で外柵南門跡を検出、4時期であることを確認。
60. 3 正報告書第1集『弘田柵跡Ⅰ－政庁跡－』を公開。
61. 4 事務所の名称が「秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所」と改称される。
61. 5 第65次調査区で外柵南門跡に接続する石塁を検出、古代東北城柵遺跡では初見。
62. 5 第68次調査区で外柵東門跡を検出。
63. 6 史跡の追加指定がなされ、指定面積は894,600㎡となる。
平成 元. 1 第73次調査で検出された外柵材木堀のうち3本の角材を年輪年代測定した結果、最外年輪測定年代が、西暦801年と特定された。外柵の成立年代すなわち弘田柵の創建がこの頃であることが確実となった。
元. 4 第4次5年計画調査を開始。
元. 8 第81次調査区で外柵西門跡の柱掘形を検出、これで外柵・外郭の8門跡は全て確認。
06. 4 第5次5年計画調査を開始。
07. 2 第21回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。特集テーマ『弘田柵跡発掘20年の成果から一城柵研究の新たな視点を求めて－』。
07. 3 『弘田柵を掘る－弘田柵跡調査20周年記念誌－』刊行。
08. 9 第107次調査区（外柵北門跡東側）では、木道に転用されていた角材が上下端とも残存し、全長4.6mであったことから、外柵材木堀の高さ（約3.6m）が明確となる。
11. 3 正報告書第2集『弘田柵跡Ⅱ－区画施設－』を公開。
11. 4 第6次5年計画調査を開始。長森丘陵部西側を主な調査対象区とする。
13. 9 第119次調査区（長森西端部）では緩斜面地を段状・平坦に整地させた面に鍛冶・铸造関係の工房跡が複数存在することが判明。「出羽」と刻書された土器も出土。
14. 4 調査事務所に班制が敷かれ、調査班、総務班となる。
15.10 第122次調査区（長森中央西側）で瓦質土器、第6号漆紙文書が出土。
16. 4 第7次5年計画調査を開始、真山地区を調査対象区に組み入れる。 本次計画において初めて「弘田柵跡関連遺跡の現況調査」を明文化。

- 16. 9 第125次調査区（真山丘陵部）で古代の火葬墓を検出。払田柵跡における古代墓は初出。
- 17. 4 調査研究等の事業を適正に実施するため、「史跡払田柵跡調査指導委員会」を設置し、4名の委員を委嘱。
- 19.11 関連遺跡の試掘調査として、横手市雄物川町造山地区を試掘。8世紀代の集落遺跡を新発見。十足馬場南遺跡とする。
- 20. 7 関連遺跡の内容確認調査として、横手市町屋敷遺跡において稲倉跡とも推測される大型の総柱掘立柱建物跡を検出。時期は9世紀後半。
- 21. 3 正報告書第3集『払田柵跡Ⅲー長森地区ー』を公刊。
- 21. 4 第8次5年計画調査を開始。沖積地部を主な調査対象区とする。
- 21. 5 「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として第139次調査を実施。
- 21.11 関連遺跡の調査で、造山遺跡から8世紀中頃～後半代の竪穴住居跡を検出。カマドの構造から坂東を出自とする集団による移民集落の住居跡か。
- 22. 8 「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として、能代市大館跡の調査を実施。
- 23.11 関連遺跡の調査で、造山Ⅲ遺跡を新発見。
- 24.11 関連遺跡の調査で、蝦夷塚北遺跡を新発見。
- 25. 8 第146次調査で、94次調査以来のS B1058の全容を確認。
- 26. 4 第9次5年計画調査を開始。第8次に引き続き長森丘陵南側の沖積地を対象とする。
- 26. 8 第148次調査で、大路西建物西側沖積地が広く盛土造成されていることを確認。
- 26. 8 払田柵跡調査40周年記念講演会を開催。
- 26. 9 払田柵跡調査40周年記念『払田柵跡ー発掘調査のあゆみー』を公刊。
- 27. 8 第149次調査で、丘陵裾部直下に土器焼成遺構を確認。
- 29. 8 第151次調査で第7号漆紙文書出土。

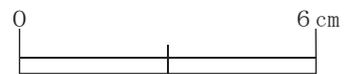
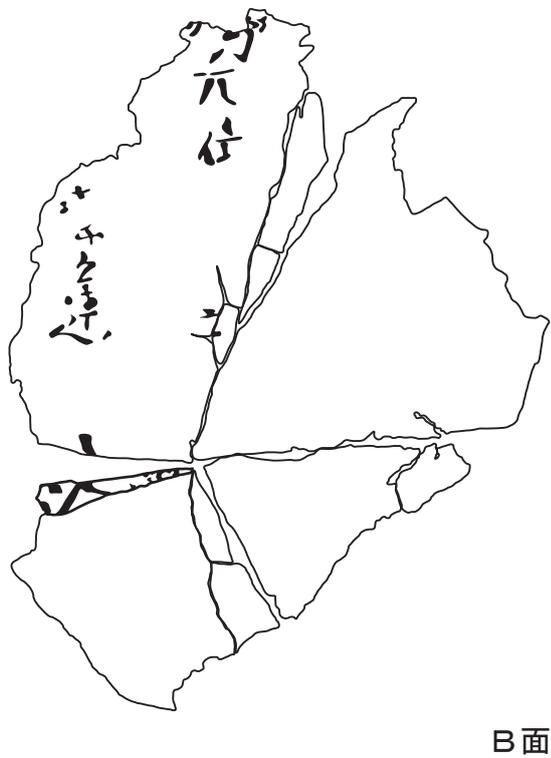
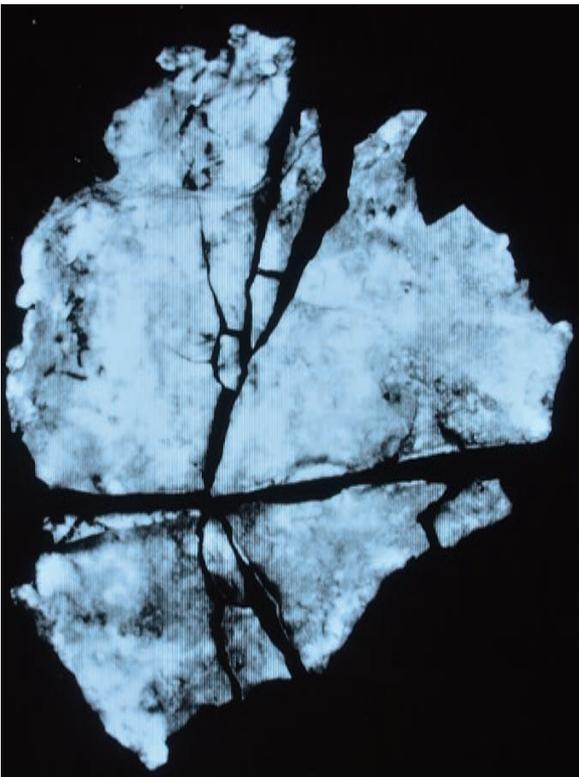
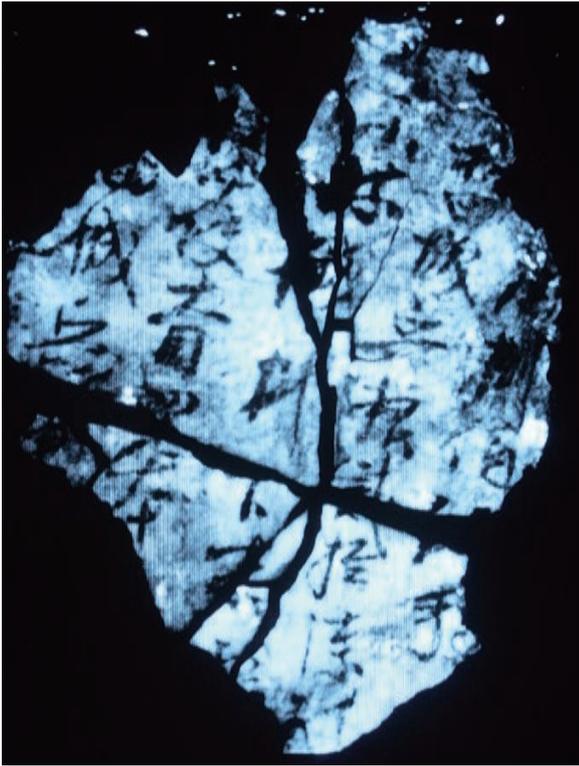


第7-2号



第7-3号

第17図 第7号漆紙文書(2)

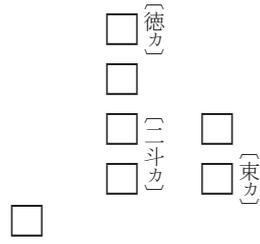


第16図 第7号漆紙文書(1)

第七号文書と接続するか不明なため、第七十二号文書とした。内容は不明である。

#### 四 第七十三号木簡

〔釈文〕



第七号文書と接続するか不明なため、第七十三号文書とした。内容は不明である。

〔B面の内容〕

B面はウルシ付着面のため、文字がほとんど確認できないが、一行目には位階(□□位)、二行目には人名(□□連)がわずかに確認できる。

これだけではどのような性格のものかはわからないが、一つの可能性として、公文書の案文の、最後の署名部分であるとは考えられまいか。

文字の雰囲気を見ると、A面に比べて、B面の文字は細く、A面の文字とは対照的である。「□□連」の下は、現状では文字が確認できないので、自署が書かれていない案文とみれば不自然ではない。

いずれにしても、A面とB面は、性格の異なる文書であり、両者は内容的にはかかわらないとみるべきであろう。どちらの面が先に書かれたかについては決め難いが、もしB面が文書の案文と想定できるとすれば、帳簿の裏に文書の案文を書いたとは考えにくいことから、先にB面が書かれ、それが不要になったあと、帳簿として二次利用されたとみることができる。

〔まとめ〕

本文書について、判明したことは、以下の通りである。

- (1) 本漆紙文書のA面は、出羽国に大目の官職が置かれた天長七年(八三〇)以降に作成された帳簿である。
- (2) A面の内容は、秋田城の兵糧や、小勝城に関わる米の数量を、支出のたびごとに記録し、出羽国の大目(第四等官)がそのつど確認・署名した帳簿と考えられる。
- (3) B面は漆付着面のため、文字が二行ほどこしか確認ができない

が、位階・人名が記されていたと思われる。

(4) A面とB面は、書かれている文字の雰囲気異なっており、表裏は一連の内容ではなく、どちらかの面が廃棄されたあと、どちらかの面が再利用されたものと思われる。

この漆紙文書には「秋田城」「小勝城」といった、出羽国内の城柵の名称が明記されており、出土文字資料として「秋田城」「小勝城」が記された初めての発見である。さらに興味深いのは、おそらくは米の支出に関わる帳簿であり、そこに国司の大目がかかわっていたといったことがわかった点である。この帳簿が弘田柵跡で作成されたとする、この地で、秋田城や小勝城に関わる米の管理が、出羽国司の立ち会いの下で行われていたことがわかる。

ただ留意すべきは、この帳簿に「秋田城」と「小勝城」が並列して書かれている点で、この点からすれば、帳簿の作成主体は出羽国司と考えるのが妥当であろう。その意味からすると、この漆紙文書じたいが、弘田柵跡が雄勝城であることを積極的に裏付けるものとなるかどうか、慎重な検討が必要である。

三 第七二号文書

〔釈文〕

□

追□

であると推定できる。

〔第七号文書の記載構成の推定復元〕

- (二行目) ×□捌佰□□× (総量記載?)
- (二行目) ・秋田城兵糧貳拾漆□× (某日における秋田城への兵糧米支出料?)
- (三行目) ・小勝城料下□□ (同日における小勝城に下す米の料?)
- (四行目) □□使大目疋本× (国司の大目〈第四等官〉による確認ならびに署名?)
- (五行目) ×田城兵□× (某日における秋田城への兵糧米支出料?)

〔参考・奉写一切経銭納帳・神護景雲四年(七七〇)〕

※銭の収納記録と収納責任者が、日ごとにくり返し記されている。

七月	三日請新銭壹拾貫文右雜用料自政所請	案主上『馬養』 味酒『広成』
	少鎮大法師『実忠』	別当大法師『円智』
		法師『奉栄』
	廿九日納新銭参貫右雜用料自政所請	案主上『馬養』 味酒『広成』
	少鎮大法師『実忠』	別当大法師
		法師『奉栄』
八月	十一日納新銭拾壹貫参佰拾捌文右経師等布施料	

〔A面の作成年代〕

本文書は、年紀がみえず、作成された年代が不明であるが、年代の手がかりとなるのは、四行目の「大目」という国司の官職名である。律令の規定では、国には「大国」「上国」「中国」「小国」の四つの等級があり(養老職員令大国家)、出羽国は「上国」とされていた(『延喜式』民部上)。大目は、大国にのみ存在する官職名であり、上国には目のみで、大目は存在しない。

だが、『類聚三代格』天長七年(八三〇)閏十二月二十六日太政官奏によれば、このとき、出羽国に大目・少目を置いたことがわかる。

太政官謹奏

増加出羽国官員事

大少目各一員(元員一人、今加一人)

史生四員(元員三人、今加一人)

右彼国守従五位上勳六等少野朝臣宗成等解備、「此国頃年戸口増益倉庫充実。稽于遂初寔為殷繁。又雄勝秋田等城及国府戎卒未息。関門猶閉。配此数処国司少員。方今雖干戈不動辺城静謐。而豺狼野心不可不慎。望請、准人数増加官員」者、(中略)臣等商量所定如右。伏聴天裁。謹以申聞。謹奏。聞。

天長七年閏十二月廿六日

すなわちこのときに初めて出羽国に大目が置かれたのである。このことから、この帳簿が書かれた年代は、天長七年(八三〇)以降ということになる。

B面（ウルシ付着面）

〔従カ〕〔六カ〕  
 □ □ 位 □  
 × □ □ □ 連  
 〔公カ〕

〔形状〕

本漆紙文書は、もともと漆が付着した面を内側にして、四つに折られて廃棄されていたため、四つ折りになっていた漆紙文書を展開し、赤外線観察により文字を判読した。

〔A面の内容〕

A面ですまず目を引くのは、数字の記載である。この文書が、数量を正確に記載する公的な帳簿という性格をもっていたことがわかる。

ただし、文字がところどころ、くずして書かれていることや、文字の配列や大きさが一定ではない部分がある。この点からすれば、最終的な帳簿というよりも、ある段階での記録であり、最終的な帳簿を作成する際の材料となったメモのような記録といえることができる。そして最終的な帳簿にまとめ上げられた際、この記録は不要になり漆桶の蓋紙に転用されたのである。

次に注目されるのは、二行目の「秋田城兵糧貳拾漆□」という記載である。秋田城に兵糧米を支給した記録であると考えられる。秋田城は、秋田県秋田市に所在する古代城柵であり、奈良時代の天平五年（七三三）に出羽柵が庄内地方から秋田村高清水岡に移転した際に創建され、その後天平宝字年間に秋田城に改称された。八世紀前半から一〇世紀

にかけて、出羽国北部の軍事・行政の中心地としての役割を担った。

三行目は鈴木拓也氏のご教示により、釈文を「小勝城」と改めた。「小勝城料下す…」と読むことができる。「小勝城」の「勝」の字は、「月」（にくづき）に「尔」と書かれているもので、平城宮木簡にも類例がある（奈良文化財研究所・山本祥隆氏のご教示による）。

「小勝城」は、文献史料では「雄勝城」とみえ、出羽国における秋田城に次ぐ城柵である。藤原朝鴉が天平宝字三年（七五九）に築造したとされるが、弘田柵跡は、九世紀に移転された第二次雄勝城だとする説がある。

なお、二行目と三行目の行頭には、何かのチェックをしたと思われる合点が付されていることが確認できる。

四行目に「大目」とある。「大目」は国司の第四等官を意味する官職名である。その下の「罌本」（罌は岡の異体字）は人名の一部であろう。すなわち「×□使大目罌本×」は、「〇〇使である国司の大目（第四等官）の罌本…」と読め、署名部分であると考えられる。

五行目は、二行目と同じ「秋田城兵糧…」の記載が確認できる。つまり秋田城兵糧の支出記録が、くり返し書かれているのである。このことから、この文書は、秋田城兵糧や、小勝城料などの米の支出をそのつど（たとえば日ごと）記録していった帳簿である可能性が高い。米が支出されるごとにその費目と数量が記録され、そのつど、大目を確認して、署名したのであろう。

本文書は、支出する米の数量とその費目をそのつど記録し、それに対する国司（大目）による確認の署名がくり返し書かれた帳簿の一部

附編

払田柵跡第一五一調査出土第七号漆紙文書の再積読

国立歴史民俗博物館 三上 喜孝

一 再積読の経緯

二〇一七年度に実施された払田柵跡第一五一調査で出土した第七号漆紙文書は、二〇一七年一〇月二〇日漆紙文書の展開と積読作業をおこない、そのときの所見を「払田柵跡第一五一調査出土の第七号漆紙文書」と題して『秋田県埋蔵文化財調査報告書第五一二集 払田柵跡調査事務所年報二〇一七 払田柵跡―第一五一調査 関連遺跡の調査概要―』（秋田県教育委員会、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所、二〇一八年三月）に掲載した。

二〇一八年度に入って、近畿大学の鈴木拓也氏の指導のもと、払田柵跡調査事務所により、漆紙文書の断片の接続について再検討したところ、断片の接続を一部修正する必要があることがわかった。

接続を修正した結果、前年度の積文とは異なる積読が可能となりそのような部分があらわれた。具体的には、A面三行目の部分である。

接続修正後、鈴木氏から、A面三行目の冒頭は「小勝城」と読めるのではないか、とのご指摘をいただいた。この場を借りて、ご指摘いただいた鈴木氏に感謝申し上げます。

鈴木拓也氏のご教示をもとに、二〇一八年九月二〇日に、いまいち

ど七号文書全体を再積読作業をおこなった。本稿では、再積読作業により、新たに得られた積文を提示し、所見を述べる。なお、所見の一部は、昨年度に書いた内容と重複することをお断りしておきたい。合わせて、第一五一調査で出土した、漆紙文書の別の断片についても報告する。

二 第七号文書の積文と内容の検討

〔積文〕

A面

× □ 捌佰 □ □ ×

一 秋田城兵糧貳拾漆 □ □ ×  
〔斛カ〕

一 小勝城料下 □ □ ×  
〔去カ〕〔五カ〕

□ □ 使大目疋本 ×  
〔収カ〕〔納カ〕

× 田城兵 □ □ ×  
〔糧カ〕

# 報 告 書 抄 録

ふりがな	ほったのさくあと だい152じちょうさ かんれんいせきのちょうさがいよう							
書名	払田柵跡 ー第152次調査 関連遺跡の調査概要ー							
副書名	払田柵跡調査事務所年報2018							
巻次								
シリーズ名	秋田県文化財調査報告書							
シリーズ番号	第516集							
編著者名	吉川耕太郎 安田創 三上喜孝							
編集機関	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所							
所在地	〒014-0802 秋田県大仙市払田字牛嶋20番地 TEL 0187-69-2442							
発行機関	秋田県教育委員会							
所在地	〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 TEL 018-860-5193							
発行年月日	西暦 2019年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ほつ たの さく あと 払 田 柵 跡	あき た けん 秋 田 県 だい せん し ほつ た 大 仙 市 払 田	212	53-1	39度 28分 6秒	140度 32分 57秒			
	せん ぼく ぐん み さ と ち ょ う 仙 北 郡 美 郷 町 ほん どう し ろ ま わ り 本 堂 城 回	434	54-1	経緯度は世界 測地系による 政庁での数値				
	第152次:大仙 市払田字仲谷 地					20180604 ) 20180831	167.66㎡	学術調査
関連遺跡調査	横手市雄物川 町造山地区内					20181025 ) 20181108		分布調査(踏査)
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
ほつ たの さく あと 払 田 柵 跡	城柵	平安時代	盛土整地地業 溝跡 焼土遺構 柱穴	2か所 1条 1基 4基	土師器 須恵器 灰釉陶器 墨書土器 木製品 他	外郭南門南西官衙域。 南大路西側の沖積地に 対して造成を継続的に 行う。第148次以降で 検出されていた調査区 北側を東西に走る大溝 は調査区よりさらに西 側へ延びることが確認 された。盛土整地の南 側末端が一部で検出さ れた。		
要約	<p>払田柵跡第152次調査は、第9次5か年計画の5年度である。第148～151次調査に引き続き外郭南門南西官衙域の大路西建物西側の沖積地を対象とした。第148次調査以来、沖積地に対する造成面（SX2141盛土整地地業）を調査している。今年度は調査区における盛土整地のおおよその範囲を把握し、一部において末端部の状況を確認した。また、これまでの調査で検出されている大溝跡（SD2154）は外郭を構成する区画施設の可能性が出てきた。</p>							

秋田県文化財調査報告書第516集  
弘田柵跡調査事務所年報2018

## 弘 田 柵 跡

—第152次調査 関連遺跡の調査概要—

印刷・発行 平成31年 3月  
編 集 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所  
〒014-0802 秋田県大仙市弘田字牛嶋20番地  
電話 (0187) 69-2442 FAX (0187) 69-3330  
発 行 秋田県教育委員会  
〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号  
電話 (018) 860-5193

